

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業の事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
1	全般	—	—	—	現施設の詳細な運用方法を確認するため、建設場所及び市川市クリーンセンターにおける現地・周辺調査を実施させていただくことは可能でしょうか。	入札公告時に現地見学会の日程を提示します。
2	事業概要説明書	5	14 19	第3_2_2.2 質問受付 第3_2_2.4 参加資格申込み	「入札説明書等」とは、事業概要説明書と要求水準書(案)のことを指すと理解してよろしいでしょうか。	本事業に関する入札手続きにおいて配布する資料及び当該資料に係る質問回答書を指しています。
3	事業概要説明書	6	14	第3_3_3.1 意見交換会の設置	市が参考とした「意見交換会の意見」については、公表されますでしょうか。	公表する予定はありません。
4	事業概要説明書	6	20	第3_2_3.2 事業者選定基準の概要	地元企業（市内の本店）が参加しやすくするため、地元企業が参加していると有利な評価を受けられるような選定基準にさせていただきませんかでしょうか。	本工事は、高度な技術と専門知識を必要とする大規模なプロジェクトであるため、全国を対象にすべての業者に対して平等な機会を提供し、競争性を確保することが重要と考えていることから評価の対象としない予定です。
5	事業概要説明書	6	22	第3_2_3.2 事業者選定基準の概要	(意見) 市内本店企業が構成企業として参画する場合には相応のご評価をお願いします	No.4 をご参照ください。
6	事業概要説明書	7	15	第3_4_4.2 提出書類の取扱い (3) 資料の公開	事業提案書の一部を公開するとのことですが、公開内容については入札参加者と協議の後、入札参加者が承諾した内容に限られるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	事業概要説明書	7	37	第3_5_5.1 入札参加者の構成等 ④	「運営事業者を設立する場合の施設運営業務を担当する企業は出資企業でなければならない。」とありますが、出資企業以外の出資を伴わない企業も施設運営業務に携わる「協力企業」として運営事業に参画できるように条件を設定いただけませんかでしょうか。	責任の明確化と意思決定の迅速化の観点から、施設運営企業は3社を上限とする予定です。 また、協力企業の定義はしておりませんが、出資を伴わず施設運営業務に携わる企業は、下請け業者として、運営事業に参画することは可能です。
8	事業概要説明書	9	10	第3_5_5.2 参加資格要件 (1) 共通の要件	事業者選定意見交換会の学識経験者への接触等の働きかけを行うことについて、本事業概要書の公表日から制限されております。意図しない本事業の意見交換会委員との接触を避けるために、委員名簿の開示をお願いいたします。	公表する予定はありません。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
9	事業概要説明書	10	4	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 ア 及び建設を実施する企業の要件 (エ)	C.「環境省(旧厚生省)の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針に適合する一般廃棄物処理施設」の建設を完成した実績を示すものとしてはどのような証憑をご提出する必要がありますでしょうか。	契約書等で補助金・交付金事業であることがわかる資料の提示を想定しています。
10	事業概要説明書	10	7	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 ア プラントの設計及び建設を実施する企業の要件 (オ)	イ「監理技術者の専任配置は、工事着手日の前日から要するもの」とありますが、本項目においてはプラント工事の現場着手日から、現場常駐との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、監理技術者は現場の常駐を要するものではありません。
11	事業概要説明書	10	7	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 ア プラントの設計及び建設を実施する企業の要件 (オ)	「監理技術者の専任配置は、工事着工の前日から要する」とありますが、プラント工事着工の前日との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	事業概要説明書	10	13	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 ア プラントの設計及び建設を実施する企業の要件 (カ)	「一般廃棄物処理施設(全連続式ストーカ炉で蒸気タービン式発電設備を有する焼却処理施設)の設計業務を担当し、完了した実績」を示すものとしてはどのような証憑をご提出する必要がありますでしょうか。	契約書等で設計業務を担当していることがわかる資料の提示を想定しています。
13	事業概要説明書	10	19	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 イ 建築物の設計を実施する企業の要件	「基準日において、以下の要件をすべて満たす者とし、単独企業とする。」とありますが、大規模かつ高度な技術力を要する業務の実施にあたり、設計業務の成果の品質向上を図るため設計共同体(設計JV)とすることは可能でしょうか。	不可とします。
14	事業概要説明書	10	24	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 イ 建築物の設計を実施する企業の要件 (ウ)	「ただし、建築物の設計を共同施工方式による共同企業体としての実績は代表構成員に限る。」とありますが、「実績は代表構成員に限る」という要件を削除又は緩和いただけませんか。共同企業体の代表構成員はプラントを建設する企業であることが一般的であり、建築物の設計を実施する企業を実質プラントを建設する企業とする制約条件になってしまうと考えられます。	建築物の設計を共同施工方式による共同企業体(甲型JV)で実施している場合は、代表企業として実施した実績のみに限るという趣旨です。施設整備業務を分担施工方式による共同企業体(乙型JV)で実施している場合は該当する業務を担当し、完了したものを実績とします。なお、本事業の施設整備業務を実施する企業において、分担施工方式による共同企業体(乙型JV)を組成することは認められません。事業者間で共同事業体を組成することは認めません。

番号	資料名	页数	行数	項目	質問・意見内容	回答
15	事業概要説明書	10	25	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 イ 建築物の設計を実施する企業の要件 ウ	「建築物に係る設計を担当し、完了した実績を有する者。」と記載しておりますが、完了した実績とは建物の竣工を指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	事業概要説明書	10	25	第3_5_5.2 参加資格要件 (2)各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 イ 建築物の設計を実施する企業の要件 ウ	「ただし、建築物の設計を共同施工方式による共同企業体としての実績は代表構成員に限る」と記載しておりますが、通常はプラントメーカーとの共同企業体でプラントメーカーが代表構成員になると思われます。その為、共同企業体の代表者としての実績だけではなく、構成員として設計した実績も含めて頂くことはできないでしょうか。	No.14 をご参照ください。
17	事業概要説明書	10	26	第3_5_5.2 参加資格要件 (2)各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 イ 建築物の設計を実施する企業の要件 ウ	建築物の設計を実施する企業の要件として、一般廃棄物処理施設(蒸気タービン式発電設備を有するごみ焼却処理施設)の建築物に係る設計を担当し、完了した実績を有する者とありますが、ごみ焼却処理施設の炉形式は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	事業概要説明書	10	32	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 ウ 建築物の建設を実施する企業の要件	「建設JVを組成する場合は、構成員数2社として、・・・」とありますが、「市川市特定建設工事共同企業体発注基準」によると設計金額が高額な工事については企業体の構成員は2社又は3社とあります。本工事においては、構成員数を3社とすることが認められると理解してよろしいでしょうか。地域貢献の観点から、より多くの市内事業者との協業をおこなうことが望ましいと考えます。	主たる工事がプラント施設工事であることから、建築物の建設企業の構成員は標準の2社とする予定です。
19	事業概要説明書	10	32	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 ウ 建築物の建設を実施する企業の要件	建設 JV の構成員について、「市川市特定建設工事共同企業体発注基準」に記載の通り、代表構成員以外の構成員については、市内業者の場合、構成員数が2社であれば出資比率は20%、3社であれば10%以上と理解してよろしいでしょうか。	今回の入札では、すべての業者に対して平等な機会を提供し、最適な施工業者を選定することが重要であると考えているため、市川市特定建設工事共同企業体発注基準第9条ただし書きは適用しない予定です。
20	事業概要説明書	10	35	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 ウ 建築物の建設を実施する企業の要件	(意見) 建設 JV の構成員数は市内本店企業が参画する場合は3社でも可としていただきたい。	No.18 をご参照ください。
21	事業概要説明書	10	35	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 ウ 建築物の建設を実施する企業の要件	地元建設業者（市内の本店）が参加しやすいようにしていただけないでしょうか。（比率・人員確保の問題）その為、建設 JV の構成員数は2社ではなく、建設 JV の構成員数が2社以上でも可能としていただけないでしょうか。	No.18 をご参照ください。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
22	事業概要説明書	10	37	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 ウ 建築物の建設を実施する企業の要件	プラントの設計・施工と建築物の施工を担う代表企業と、建築物の設計を担う構成企業で乙型JVを組成する場合、「市川市特定建設工事共同企業体発注基準」に規定される出資比率の制約は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の施設整備業務を実施する企業において、分担施工方式による共同企業体（乙型JV）の組成することは認めません。事業者間で共同企業体を組成することは認めます。
23	事業概要説明書	11	7	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 ウ 建築物の建設を実施する企業の要件 (エ)	「公告日より過去15年間に於いて、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設の建築物に係る建設を担当し、完成した実績」は下請けとしての実績もお認めいただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
24	事業概要説明書	11	7	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 ウ 建築物の建設を実施する企業の要件 (エ)	「一般廃棄物処理施設（蒸気タービン式発電設備を有するごみ焼却処理施設）の建築物に係る建設を担当し、完成した実績（・・・共同施工方式による共同企業体の場合は代表構成員に限る。）とありますが、共同企業体での実績において、共同施工方式でも代表構成員に限るのではなく、分担施工方式同様に、出資比率20%以上の実績要件を認めていただけますでしょうか。	建築物の建設を共同施工方式による共同企業体（甲型JV）で実施している場合は、代表企業として実施した実績のみに限るという趣旨です。
25	事業概要説明書	11	13	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 ウ 建築物の建設を実施する企業の要件 (オ)	イ「監理技術者の専任配置は、工事着手日の前日から要するもの」とありますが、建築物の建設を実施する企業の要件にありませぬ監理技術者の専任配置は、建築物の建設工事の現場着手日から、現場常駐との認識でよろしいでしょうか。	No.10をご参照ください。
26	事業概要説明書	11	13	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ① 施設整備業務を実施する企業の要件 ウ 建築物の建設を実施する企業の要件 (オ)	建築物の建設を実施する企業の要件として、「監理技術者を、本工事に専任で配置すること」とございますが、施設整備業務を単独の企業で実施する場合、プラントの設計及び建設を実施する企業の要件となっている清掃施設工事の監理技術者を配置するため、本要件は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 建築物と清掃施設の両方において監理技術者の資格を有している場合は不要です。
27	事業概要説明書	11	19	第3_5_5.2 参加資格要件 (2) 各業務を行う者の要件 ② 施設運営業務を実施する企業の要件	本事業は公共工事としての金額規模は大規模である事業であり、市内事業者の参画を推進する為、「施設運営企業は3社以内とする」の要件を撤廃し、出資を伴わず施設運営業務に携わる「協力企業」などとして参画できるようにしていただけないでしょうか。	No.7をご参照ください。
28	事業概要説明書	13	5	第4_2 特別目的会社の設立等（特別目的会社を設立する場合）	「特別目的会社（運営事業者）を設立し、市川市内に本店（本社）を置くこと。」とありますが、特別目的会社を設立し、次期クリーンセンターの完成後に特別目的会社の本店所在地を次期クリ	市川市内に設立することで、移転することも可能とします。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					ーンセンターに移転する事は可能でしょうか。それにより事務所賃貸料等の費用を抑制できると考えます。	
29	事業概要説明書	14	3	第 5_1_1.1 責任分担の基本的考え方	「相互に連帯して保証するものとする。」とありますが、事業者が相互に連帯して保証する範囲は、事業契約全体ではなく、事業契約の中でも個別の契約(基本契約、施設整備請負契約及び運營業務委託契約)について、それぞれの当事者間に限られると理解してよろしいでしょうか。	検討の上、入札公告時に提示します。
30	事業概要説明書	14	20	第 5_1_1.3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	特別目的会社の履行に対する出資企業の保証について、他の自治体案件において、出資企業に対し、特別目的会社の債務に対する無制限の保証(または連帯保証)責任が課せられることがあります。 この条件は、独立した特別目的会社を設立して運営に当たらせる契約スキームを形骸化させ、かつ市内事業者等資力の小さい企業の参画を困難にする恐れがあると考えています。 条件設定を検討される際、特別目的会社の債務について直接保証するのではなく、出資額に応じた財務支援の責任を課すなどの代替案、または、保証が必要な場合でも出資額に応じた上限を設定することをご検討いただきたく願います。	検討の上、入札公告時に提示します。
31	事業概要説明書	14	28	第 5_1_1.3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	「本事業の実施について・・・事業者又は第三者に損害を及ぼしたものの、これがいずれの事業によるものかが明らかで無い場合には代表企業が・・・損害賠償責任を負うものとする」とありますが、原因が特定できない場合とはいえ、事業者間で発生した損害は事業者間で解決すべき事項であり、入札公告にて規定されるべきものではないものと考えます。 なお第三者に損害を及ぼした場合をご懸念しているのであれば、第三者への損害賠償は一義的に代表企業が負担した上で、責任については事業者間で解決するものとする、として頂けませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
32	事業概要説明書	15	16	第 5_2_2.3 事業の実施状況の監視及び改善要求措置 (2) 改善要求、支払の減額等	「施設運営費を支払わないほか、・・・施設運営費を減額するとともに違約金を請求できるものとする。」とありますが、ペナルティポイントの累積による減額など、具体的な方法は契約書等で明らかになると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
33	事業概要説明書	15	21	第 5_2_2.3 事業の実施状況の監視及び改善要求措置 (2) 改善要求、支払の減額等	入札公告時の入札説明書等にモニタリング要領（減額及び違約金の基本的な考え方と措置手順等）をご提示いただけないでしょうか。	入札公告時に提示する予定です。
34	事業概要説明書	18	1	第 6_2_2.4 管理棟	「既設管理棟(3階は先行改修済み)」とありますが、管理棟の外壁(1、2階範囲も含む)・屋上の補修工事についても先行改修済みと考えてよろしいでしょうか。 また、3階改修後の管理棟意匠図及び建築設備図、さらに管理棟のこれまでの維持管理・補修工事に係る実績資料を公開いただけないでしょうか。(補修工事内容、補修工事メーカー、補修実績)	ご認識のとおりです。 また、資料については、入札公告時に提示します。
35	事業概要説明書	23	5	第 10_3 今後のスケジュール	スケジュールに記載がありませんが、現地見学会は実施されますでしょうか。	No.1 をご参照ください。
36	事業概要説明書	23	6	第 10_3 今後のスケジュール	入札公告から入札書及び事業者提案書の提出までの期間を可能な限り長期間確保いただきます様、お願いいたします。	検討の上、入札公告時に提示します。
37	事業概要説明書 添付資料等	1	—	別紙1 配置図	事業実施区域について、要求水準書(案)P67 2.9 電気設備(1)計画概要に「新設屋外開閉所を設け」とありますが、これらは事業実施区域外ですが、建設及び運営事業の対象となるのかご教示願います。また、既設の水道及び工業用水引込みから事業実施区域までの間についてもご教示願います。	いずれも建設及び運営事業の対象となります。
38	事業概要説明書 添付資料等	1	—	別紙 1 配置図	設計・建設・施設運営業務の対象範囲は青枠内の事業実施区域の範囲のみと理解してよろしいでしょうか。	No.37 をご参照ください。
39	事業概要説明書 添付資料等	2、3	—	別紙 2 スキーム図	市川市と施設整備企業が施設整備請負契約を締結するスキームとなっていますが、代表企業と構成企業が組成した設計・施工 JV にて契約を結ぶ事は可能との理解でよろしいでしょうか。	本事業の施設整備業務を実施する企業において、分担施工方式による共同企業体（乙型 JV）の組成は認めません。事業者間で共同事業体を組成することは認めません。
40	事業概要説明書 添付資料等	4	—	別紙 3 業務範囲 施設整備業務 設計 設計段階での許認可手続き 建設 施工前許認可手続き	設計時、建設時の許認可手続きについて、事業者の業務範囲となっていますが、貴市にて申請を行う必要があるものについては、貴市にて実施（資料作成補助を事業者が行う）としていただけないでしょうか。	市川市にて申請を行う必要があるものについては、市川市にて実施（資料作成補助を事業者が行う）とします。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
41	事業概要説明書 添付資料等	5	—	別紙3 運転管理業務 処理対象物の適正処理 燃やすごみの展開検査	「運搬・選別・搬出等の作業は事業者が実施」とありますが、「運搬」は展開検査場所からごみピットへの投入作業を指し、場外への「搬出」は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
42	事業概要説明書 添付資料等	5	—	別紙3 業務範囲 運転管理業務 処理不適合物の対応 処理不適合物の混入防止	業務範囲は事業者範囲とありますが、処理不適合物は多種多様な物が混入している可能性があり、事前選別において完全に除去できない場合が想定されます。また、混入防止は貴市のごみ出しに対する啓発活動や指導によることも大きいと考えますので、貴市の業務範囲の適用をご検討いただけますでしょうか。	施設内での処理不適合物の対応は、事業者の業務範囲とします。
43	事業概要説明書 添付資料等	5	—	別紙3 業務範囲 運転管理業務 処理不適合物の対応 処理不適合物の混入防止	処理不適合物が搬入された場合には持ち帰りを指示することによろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
44	事業概要説明書 添付資料等	5	—	別紙3 業務範囲 運転管理業務 処理不適合物の対応 場内処理が可能な処理不適合物の処理	場内処理が可能な処理不適合物の処理について、マットレス・剪定枝は処理を行わないため、「マットレス・剪定枝を除く」と備考に記載いただけないでしょうか。	入札公告時の資料に追記します。
45	事業概要説明書 添付資料等	5	—	別紙3 運転管理業務 その他 災害発生時の対応	業務範囲は事業者範囲とありますが、地震や台風等の災害発生時においては、ごみの受入や市民対応など通常時と異なる臨機応変な対応が必要と想定されます。つきましては、本項に関して貴市の業務範囲の適用をご検討いただけますでしょうか。	災害により発生した廃棄物の受入れや処理は事業者の業務範囲とします。
46	事業概要説明書 添付資料等	5	—	別紙3 業務範囲 運転管理業務 その他 災害発生時の対応	「災害時の対応」とは、要求水準書 p.152 の通り「人身の安全確保」「本施設の安全確保」が業務範囲と備考に記載いただけないでしょうか。	入札公告時の資料に追記します。
47	事業概要説明書 添付資料等	5	—	別紙3 業務範囲 運転管理業務 罹災ごみ	「罹災ごみ」については、新施設の受入基準に適合するものに限る旨、備考に記載いただけないでしょうか。	入札公告時の資料に追記します。
48	事業概要説明書 添付資料等	6	—	別紙3 業務範囲 維持管理業務 警備等	日常警備や緊急時の対応について、要求水準書 p.151 では、維持管理業務として「巡回等（管理棟の市職員執務室を除く事業実施区域）」とあります。従って、管理棟の市職員執務室は貴市所掌である旨、備考に記載いただけないでしょうか。	管理形態については、入札公告時に提示します。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
49	事業概要説明書 添付資料等	6	—	別紙3 業務範囲 維持管理業務 情報管理	運営管理や維持管理の情報について、官庁への報告は貴市にて実施いただけませんか。	市による報告等が必要なものは事業者が資料作成等を行い、報告等は市が行います。
50	事業概要説明書 添付資料等	6	—	別紙3 業務範囲 維持管理業務 その他 見学者対応	見学者対応は事業者の業務範囲とありますが、行政視察については貴市の業務範囲と認識してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
51	事業概要説明書 添付資料等	6	—	別紙3 業務範囲 維持管理業務 その他 見学者対応	見学者対応について、「行政視察への対応は市が行う」と備考に記載いただけませんか。	入札公告時に提示する予定です。
52	事業概要説明書 添付資料等	7	—	別紙4 リスク分担表	リスク分担について、一定基準以上の物価変動リスクは、発注者の負担という認識でよろしいでしょうか。その基準については、入札公告時にお示し頂ける契約書(案)及び入札説明書等にて具体的な数値をご提示頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
53	事業概要説明書 添付資料等	7	—	別紙4 リスク分担表 共通 社会環境 住民対応	工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動等による住民からのクレーム等に対する対応については、公共工事標準請負契約約款の考え方に準じて貴市の責任と負担で実施いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	通常避けることができない騒音、振動等については、ご認識のとおりです。
54	事業概要説明書 添付資料等	7	—	別紙4 リスク分担表 共通 社会環境 第三者賠償	「市の責め以外により発生する賠償リスク」が事業者となっていますが、事業者の責めによらない範囲も事業者の範囲となりますので、事業者の責めにより発生する賠償リスクを事業者と見直しをお願いします。	検討の上、入札公告時に提示します。
55	事業概要説明書 添付資料等	7	—	別紙4 リスク分担表 共通 社会環境 第三者賠償	リスク分担表の第三者賠償において、市の責め以外により発生する賠償リスクが事業者の分担となっております。想定可能な対策を講じますが、事業者に起因しない理由による賠償の全てを事業者側でコントロールすることを想定した場合、過剰にリスクを見込むこととなり、事業費の増加につながるものと考えます。つきましては、事業費低減の観点から、市の責め以外により発生する賠償のうち、事業者に起因しない理由により発生した賠償については、事業者リスクの範囲外と考えてよろしいでしょうか。	No.54をご参照ください。



番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
56	事業概要説明書 添付資料等	7	—	別紙4 リスク分担表 共通 社会環境 第三者賠償	「市の責め以外により発生する賠償リスク」がすべて事業者分担となっておりますが、市及び事業者の責め以外のどちらの責めにも帰さないリスクは事業者ではコントロールできない範囲のため、事業者の責めによる賠償のみを事業者分担とし、事業者の責め以外の賠償は市の分担としていただけないでしょうか。あるいは、どちらの責めにも帰さないリスク分担は、ご協議とさせていただけないでしょうか。	No.54 をご参照ください。
57	事業概要説明書 添付資料等	7	—	別紙4 リスク分担表 共通 社会環境 環境保全	工事の施工に伴い通常避けることができない周辺環境の悪化については、貴市のリスク主分担と理解してよろしいでしょうか。	通常避けることができない周辺環境の悪化については、ご認識のとおりです。
58	事業概要説明書 添付資料等	7	—	別紙4 リスク分担表 共通 不可抗力	事業実施が不可能となるリスクについて、主分担が事業者となっておりますが、不可抗力リスクを事業者で負うことはできませんので、貴市のリスク主分担と理解してよろしいでしょうか。	検討の上、入札公告時に提示します。
59	事業概要説明書 添付資料等	7	—	別紙4 リスク分担表 共通 不可抗力	遅延が発生するリスクについて、分担が事業者となっておりますが、不可抗力リスクを事業者で負うことはできませんので、貴市のリスク主分担と理解してよろしいでしょうか。	検討の上、入札公告時に提示します。
60	事業概要説明書 添付資料等	7	—	別紙4 リスク分担表 共通 不可抗力	リスク分担表において、建設段階を除いた期間の不可抗力が事業者のみの分担となっております。自然災害やその他予見不可能かつ避けがたい事象によって生じる運営上の障害に対して、想定可能な対策を講じますが、不可抗力の全てを事業者側でコントロールすることを想定した場合、過剰にリスクを見込むこととなり、事業費の増加につながるものと考えます。つきましては、事業費低減の観点から、不可抗力のリスク分担について、建設段階と同様に主分担を貴市、従分担を事業者とさせていただきませんか。	事業の実施が不可能となるリスクについては、No.58 をご参照ください。 遅延が発生するリスクについては、No.59 をご参照ください。
61	事業概要説明書 添付資料等	7	—	別紙4 リスク分担表 共通 不可抗力	いずれの記載についても事業者分担となっておりますが、不可抗力はどちらの責にも帰すことができないものであり、事業者の善管注意義務をもってしてもコントロールできない範囲と思慮致します。つきましては建設段階での不可抗力と同様に貴市を主分担としていただきますようお願いいたします。	事業の実施が不可能となるリスクについては、No.58 をご参照ください。 遅延が発生するリスクについては、No.59 をご参照ください。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
62	事業概要説明書 添付資料等	8	—	別紙4 リスク分担表 運営段階 施設破損	「事業者による事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク」が事業者範囲とありますが、処理不適物の混入による事故・火災等に関して、処理不適物は多種多様な物が混入している可能性があり、事前選別において完全に除去できない場合が想定されます。また、混入防止は貴市のごみ出しに対する啓発や指導によることも大きいと考えますので、貴市の業務範囲の適用をご検討いただけないでしょうか。	事業者の注意義務違反など帰責性がある場合は事業者の分担とします。
63	事業概要説明書 添付資料等	8	—	別紙4 リスク分担表 運営段階 施設破損	「第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク」が事業者の欄に「△」と記載されていますが、具体的には何を想定されていますでしょうか。本要件については事業者側の努力で回避できるものではないため、事業者の従分担は無しとしていただけませんか。	事業者の注意義務違反など帰責性がある場合を想定しています。
64	事業概要説明書 添付資料等	8	—	別紙4 リスク分担表 運営段階 施設破損	「第三者により施設の破損に伴うコスト増大リスク」において事業者が従分担となっておりますが、建設段階の不可抗力と同様に「基本的には市がリスク負うが、事業者の保険で対応できるものがあれば、協議により活用する」ことを意図したものと理解してよろしいでしょうか。また、事業者が加入する保険に当リスクをカバーできる保険がない場合は、事業者の分担はないものと理解してよろしいでしょうか。	事業者の注意義務違反など帰責性がある場合を除いて、ご認識のとおりです。また、軽微なものについては事業者の分担とします。
65	事業概要説明書 添付資料等	8	—	別紙4 リスク分担表 運営段階 施設破損	市による事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスクは貴市の分担として追記いただきますようお願いいたします。	入札公告時に提示する予定です。
66	事業概要説明書 添付資料等	8	—	別紙4 リスク分担表 運営段階 余剰電力売電収入の変動	「市及び第三者の事由による運転停止に伴う余剰電力売電収入の変動リスク」が事業者の欄に「△」と記載されていますが、具体的には何を想定されていますでしょうか。貴市及び第三者の事由による運転停止に伴い必要となる買電費用やこれに関連して発生する費用は貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の注意義務違反など帰責性がある場合は事業者の負担とします。
67	事業概要説明書 添付資料等	8	—	別紙4 リスク分担表 運営段階 余剰電力売電収入の変動	「市及び第三者の事由による運転停止等に伴う余剰電力売電収入変動リスク」において事業者が従分担となっておりますが、分担内容をご教示いただけますでしょうか。	No.66 をご参照ください。

番号	資料名	页数	行数	項目	質問・意見内容	回答
68	事業概要説明書 添付資料等	8	—	別紙4 リスク分担表 運営段階 余剰電力売電収入の変動	「市及び第三者の事由による運転停止等に伴う余剰電力売電収入の変動リスク」の従分担が事業者とありますが、市の事由による当該リスクについては、事業者の責には該当しないため従分担を削除していただきますようお願いいたします。	No.66 をご参照ください。
69	事業概要説明書 添付資料等	8	—	別紙4 リスク分担表 運営段階 ユーティリティの事故・故障、運転停止	「市及び第三者の事由によるユーティリティ(電気、ガス、上水道、工業用水、通信)の事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク」が事業者の欄に「△」と記載されていますが、具体的には何を想定されていますでしょうか。また、貴市及び第三者の事由により通常の運転よりも多く必要となったユーティリティ費用やこれに関連して発生する費用は貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	軽微なものは事業者の分担とすることを想定しています。
70	事業概要説明書 添付資料等	8	—	別紙4 リスク分担表 運営段階 ユーティリティの事故・故障、運転停止	「市及び第三者の事由によるユーティリティ(電気、ガス、上水道、工業用水、通信)の事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク」の従分担が事業者とありますが、市の事由による当該リスクについては、事業者の責には該当しないため従分担を削除していただきますようお願いいたします。	No.69 をご参照ください。
71	事業概要説明書 添付資料等	8	—	別紙4 リスク分担表 事業終了時 施設の性能確保	「事業終了時における施設の性能確保に係るリスク」が事業者となっていますが、性能を確保すべき期間は1年間分であり、1年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことない状態とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
72	要求水準書(案)	2	2	第1_1_1_1.4 立地条件 (1) 地形、土質等	「想定浸水水位は「市川市水害ハザードマップ」(令和6年2月29日更新)における江戸川氾濫に基づき、敷地東側の現況地盤高(Y.P.+3.7m)から0.5~3.0mであることに留意すること」とありますが、最大浸水水位をY.P.+6.7mと考えて計画するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
73	要求水準書(案)	2	17	第1_1_1_1.4 立地条件 (2)土地利用規制 ⑩緑化率(目標値)	「緑化率(目標値)20%以上」とありますが、建屋規模及び周回道路などを考慮すると事業実施区域内での緑地率20%以上は難しいと考えます。事業実施区域内は緑地率20%を目標に出来る限り緑地化することとし、工場立地法等の法令上における緑化率については、都市計画区域内で、現施設の跡地を緑化することを前提として達成することとさせていただけないでしょうか。	事業実施区域内で可能な限り目標値に近づけるように努めてください。
74	要求水準書(案)	2	22	第1_1_1_1.4 立地条件 (4)ユーティリティ	ユーティリティの電気については「敷地内の東京電力既存特別高圧鉄塔から引き込む」とありますが、切替工事に伴う既設施設への影響を無くすため、既存の高圧鉄塔	公告時に供給ルートの参考図を提示予定ですが、提案を可とする予定です。どのルートにおいても、契約後に電力会社と協議し、市の承諾を得ることが必須とな

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					から新設する焼却処理施設へ引き込むのではなく、敷地外で電力会社による特高線分岐工事を行って引き込むことは可能でしょうか。	ります。
75	要求水準書(案)	2	27	第1_1_1_1.4 立地条件 (4) ユーティリティ ③ 排水	プラント系排水と生活系排水は「公共用水域放流」とありますが、都市計画区域内の指定される接続桝はございますでしょうか。もしくは事業実施区域内の任意の場所に設置して良いかご教示願います。	都市計画区域内に指定桝は設置されておりません。現施設の敷地内に設置されている最終人孔桝へ接続のほか、事業者による提案も可とします。なお、入札公告時に既存図を提示する予定です。
76	要求水準書(案)	4	9	第1_1_1_1.6 整備対象施設の種類・規模 (4)管理棟	管理棟改修工事に関して、資料2に改修工事の参考図を添付いただいておりますが、要求水準書内に改修工事の詳細な記載(必要諸室等、詳細な概要)がございません。事業者にて添付の参考図をもとに設計を行う認識でよろしいでしょうか。そうでない場合、必要諸室等の設計条件をご提示いただけますでしょうか。	入札公告時に設計図(参考)を追記する予定です。なお、見学者エリアの改修内容は事業者提案とします。
77	要求水準書(案)	4	9	第1_1_1_1.6 整備対象施設の種類・規模 (4)管理棟	管理棟の改修工事(連絡通路整備含む)の時期について、契約締結日～竣工までの期間であれば制約はなく、改修時期は貴市との協議により決定するものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
78	要求水準書(案)	4	10	第1_1_1_1.6 整備対象施設の種類・規模 (4) 管理棟 ・1、2階改修工事	「EHPへの空調換気設備更新(全室)」とありますが、既設管理棟の3階改修時の図面をご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
79	要求水準書(案)	4	25	第1_1_1_1.6 整備対象施設の種類・規模 (4)管理棟	見学者ホール改修工事について、「展示物含む」とありますが、既設展示物の流用はなく、すべて撤去のうえ改修するという理解でよろしいでしょうか。	基本的には撤去することとします。
80	要求水準書(案)	5	6	第1_1_1_2.2 施設整備業務 (2)設計業務 ④	「その他工事」と記載がありますが、どのような工事を想定しているかご教示願います。	「その他工事」は削除します。
81	要求水準書(案)	5	21	第1_1_4 事業方式・期間	「本施設は、原則、契約締結日(令和7年6月予定)から令和12年12月末に竣工するまでの、概ね5.5年の工期とする。」とありますが、契約締結日は令和7年6月末、工事期間は66ヶ月と考えて工程計画を行ってよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
82	要求水準書(案)	6	—	第1_2_1 関係法令等の遵守 表1 関係法令等例示一覧	一覧で記載のある市川市建築工事共通仕様書、市川市電気設備工事共通仕様書及び細則、市川市機械設備工事共有仕様書及び細則について、貴市独自のものがある場合は仕様書をご教示ください。	入札公告時に提示する予定です。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
83	要求水準書(案)	7	1	第1_2_2 環境影響評価	騒音・振動等の測定場所は、環境影響評価と同様に敷地境界(都市計画区域)でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、事後調査に関する参考資料は、入札公告時に提示する予定です。
84	要求水準書(案)	7	4	第1_2_2 環境影響評価	「建設中及び供用開始後の事後調査」とありますが、応募者間の積算条件の公平性を確保するため、事後調査の実施時期・範囲・評価地点数等の詳細をご教示ください(適正な事業費用積算のための参考とさせていただきます)。(要求水準書(案)154頁 第5編 第1章 5. 5.2 も同様。)	入札公告時に提示する予定です。
85	要求水準書(案)	7	8	第1_2_3 許認可申請	「許認可申請に係る経費」とは許認可申請書類等を作成する人件費等に加えて、申請や登録等の手数料や印紙代なども含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 また、申請者が事業者でなく貴市となる場合においても、事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
86	要求水準書(案)	7	14	第1_2_4 地元雇用・市内事業者の活用	地元雇用や市内企業の活用について、本事業のための物品の調達や新規雇用など本事業に直接関係したもののみであり、事業者や応募グループが所有している市内企業であっても本事業と直接関係ない事項は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
87	要求水準書(案)	10	2	第1_4 試運転及び運転指導	竣工(正式引渡し)条件として、すべての試験に合格し、且つ、P149 10 完成図書に記載されているすべての図書を提出した段階で建設工事の完了と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
88	要求水準書(案)	12	10	第1_5_3.3 試験要領	本試験は、現施設が停止している状態で測定するとの理解でよろしいでしょうか。	監督職員と協議の上、現施設の運営に支障がない時期に実施してください。
89	要求水準書(案)	12	25	第1_5_4.2 試験方法	非常用発電機の稼働時の試験とは 40 秒以内に非常用発電機が作動する試験であり、非常用発電機が作動しない場合は、P18にある10分間非常用発電機が停止した場合の試験を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
90	要求水準書(案)	14	8	第1_5_8.2 試験方法	ごみ焼却処理施設における稼働後の長期安定稼働試験は、炉単位に 90 日間以上実施することよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
91	要求水準書(案)	14	23	第1_5_8_8.5 稼働後の性能確認試験	「性能試験実施季節以外の季節に関し、監督職員が指示する性能確認を行う」とありますが、季節によって変わる性能として、コンデンサ・タービン等の能力確認程度という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。入札公告時に具体的な確認項目を提示する予定です。
92	要求水準書(案)	17	—	第1_5_表2 性能保証項目(ごみ焼却施設) 6 燃焼ガス温度	備考欄に「測定開始前に、計器の校正を監督職員立会いのもとに行う。」とありますが、製造メーカーの校正証明書を提示することに代えさせていただいてよろしいでしょうか。	監督職員が認めた場合は、事業者が示す証明書をもって代えることができるものとします。
93	要求水準書(案)	20	—	第1_5_表4 性能試験保障項目(施設共通)	「番号1 騒音、番号2 振動」の保証値は事業実施区域における敷地境界(都市計画区域)での保証値と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
94	要求水準書(案)	21	1	第1_6 契約不適合責任	本項に記載のとおり、契約不適合責任の起算日は引渡しを受けた日と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
95	要求水準書(案)	21	1	第1_6 契約不適合責任	「契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約解除は、市が、引渡された工事目的物及び成果物に関し、引渡しを受けた日から起算し、民法(明治29年法律第89号。)第166条第1項の規定による期間内に行わなければならない。」とあります。プラント工事においては、可動部分や高温・高圧になる機器があることなどがあり、また汎用品や期待寿命が10年に満たないものについては契約不適合責任期間を公共工事標準請負契約約款に倣って2年程度と個別に設定していただけないでしょうか。	検討の上、入札公告時に提示します。
96	要求水準書(案)	21	1	第1_6 契約不適合責任	・設計の契約不適合責任は引渡し後10年 ・故意又は重大な過失があった場合は引渡し後10年 ・建築工事関係は引渡し後2年 というように契約不適合責任を請求できる期間を分けていただけないでしょうか。	検討の上、入札公告時に提示します。
97	要求水準書(案)	21	7	第1_6 契約不適合責任	「市が、引渡された工事目的物及び成果物に関し、引渡しを受けた日から起算し、民法(明治29年法律第89号。)第166条第1項の規定による期間内」とありますが、契約不適合責任期間について、本事業は設計施工かつプラント設備機器の新設工事が主たる内容となること、および他自治体でのごみ処理施設建設工事での事例を踏まえ、適当な期間を設定いただきますようお願いいたします。なお、具体的な事例としては以下を想定しております。	検討の上、入札公告時に提示します。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					(設計の契約不適合責任期間) ・引渡し後10年間 (施工の契約不適合責任期間) ・建築工事:引渡し後2年間(防水・防食等は5~10年間) ・プラント工事:引渡し後3年間(ただし可動部は2年間)	
98	要求水準書(案)	22	6	第1_7_2 処理対象物条件	「有害ごみ、剪定枝、マットレス等は一時保管する」とありますが、剪定枝は焼却しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
99	要求水準書(案)	22	8	第1_7_2 処理対象物条件	「有害ごみ、剪定枝、マットレス等は、一時保管する」とありますが、剪定枝の搬入量(年間搬入量、日搬入量)、必要貯留量(ヤード容量)、および搬出方法(車両)についてご教示ください。	入札公告時に提示する予定です。
100	要求水準書(案)	22	8	第1_7_2 処理対象物条件	「有害ごみ、剪定枝、マットレス等は、一時保管する」とありますが、有害ごみについては、破袋・分別したのち、一時保管するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
101	要求水準書(案)	22	15	第1_7_2_2.1 燃やすごみ ④	大型ごみ(可燃系)のごみ最大寸法をご教示願います。	概ね幅1.2m×奥行3.6m×長さ1.0mとします。(投入口寸法と同じとしています。)
102	要求水準書(案)	22	20	第1_7_2_2.2 燃やさないごみ ②	資源ごみ(ビン・カン・プラスチック製容器包装)中間処理後の不燃残渣の単位体積重量、主な構成物をご教示願います。	構成物は紙、ビニール、スプレー缶、電池等です。単位体積重量は0.05~0.25t/m <sup>3</sup> として計画してください。
103	要求水準書(案)	22	23	第1_7_3 処理困難物条件	適正処理困難物が搬入された場合は、保管のち貴市に引き渡して貴市のご負担により処理されるものと理解してよろしいでしょうか。	適正処理困難物を積極的に部品回収、不燃・粗大ごみ処理施設等での処理を実施した後は、ご認識のとおりです。
104	要求水準書(案)	23	—	第1_7_4_4.1 処理能力 (2) 計画処理量 表5 計画処理量(ごみ焼却処理施設)	計画処理量をご提示いただいておりますが、ごみピット貯留計画を踏まえた上で、施設の操業計画を立案するために、ごみ種ごとの一日あたりの搬入量について、過去3年間分程度の実績値をご教示いただきますようお願い致します。	入札公告時に提示する予定です。
105	要求水準書(案)	23	—	第1_7_4_4.1 処理能力 (2) 計画処理量 表5 計画処理量(ごみ焼却処理施設)	⑤衛生処理場脱水汚泥について、搬入頻度をご教示ください。	入札公告時に提示する予定です。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
106	要求水準書(案)	23	—	第1_7_4_4.1 処理能力 (3) 計画ごみ質 表6 計画ごみ質(ごみ焼却処理施設)	衛生処理場脱水汚泥の発熱量等の性状をご教示願います。	入札公告時に提示する予定です。
107	要求水準書(案)	24	—	第1_7_4_4.2 主要設備方式 表7 主要設備計画(ごみ焼却処理施設)	「表7 主要設備計画(ごみ焼却施設)」の給水設備・プラント用水の項目に「上水及び地下水の補助的な利用は可とする」とありますが、地下水の利用量に制限はないと考えてよろしいでしょうか。	取水制限は千葉県条例などで制限されていますので、関係法令等を遵守したうえで利用が可能です。
108	要求水準書(案)	25	8	第1_7_4_4.4 余熱利用計画	高温水配管、工業用水、高圧ケーブルの責任分界点の位置を示す図面をご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
109	要求水準書(案)	25	8	第1_7_4_4.4 余熱利用計画	外部余熱利用施設への高温水、工業用水、電気供給の責任分界点について、位置や詳細がわかる資料の情報公開をお願いします。 また、工業用水の責任分界点について「ふれあい川上流の吐出口」とありますが、クリーンスパ市川のエリアにある埋設配管についても事業者にて全て更新との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に提示する予定です。 工業用水の配管については、ご認識のとおりです。
110	要求水準書(案)	25	9	第1_7_4_4.4 余熱利用計画	「発電した電気は、ごみ焼却処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設のプラント、建築関係、外構、外部余熱利用施設並びに管理棟に利用する」とありますが、適切な操業計画と設備設計を行うため、季節・昼夜のピーク変動を含めた外部余熱利用設備に供給する電力量をご提示いただけないでしょうか。	入札公告時に提示する予定です。
111	要求水準書(案)	25	11	第1_7_4_4.4 余熱利用計画	「場外の余熱利用は外部余熱利用施設への熱供給を行う計画とする」とありますが、適切な操業計画と設備設計を行うため、年間総熱量および季節・昼夜のピーク変動を含めた外部余熱利用設備に供給する熱量をご提示いただけないでしょうか。	入札公告時に提示する予定です。
112	要求水準書(案)	26	—	第1_7_5_5.1 処理能力 (2) 計画処理量 表10 計画処理量(不燃・粗大ごみ処理施設)	「②資源ごみ(ビン・カン・プラスチック製容器包装) 中間処理残さ：800t/年」「③大型ごみ(不燃系)：300t/年」となっていますが、令和5年度の実績は、「②資源ごみ(ビン・カン・プラスチック製容器包装) 中間処理残さ：286t/年」「③大型ごみ(不燃系)：1,241t/年」(令和5年度市川市じゅんかん白書p.35より)となっており、バランスが大きく異なります。 要求水準書(案)の数値は、将来的な収集形態の変更等を	大型ごみ(不燃系)：800t、資源ごみ(ビン・カン・プラスチック製容器包装) 中間処理残さ：300tの誤りです。



番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					見据えた数値との理解でよろしいでしょうか。	
113	要求水準書(案)	26	—	第1_7_5_5.1 処理能力 (3) 計画ごみ質 表 11 計画ごみ質 (不燃・粗大ごみ処理施設)	有害ごみの計画処理量についてご教示ください。	約 60t です。
114	要求水準書(案)	26	—	第1_7_5_5.1 処理能力 (3)計画ごみ質 表 11 計画ごみ質 (不燃・粗大ごみ処理施設)	資源ごみ (ビン・カン・プラスチック製容器包装) 中間処理後の不燃残さの比重について、現施設の実績をご教示ください。	提示できる資料はありません。単位体積重量は 0.05～0.25t/m <sup>3</sup> として計画してください。
115	要求水準書(案)	27	—	第 1_7_5_5.3 主要設備方式 図 2 全体処理フロー(不燃・粗大ごみ処理施設)	分別・手選別で除去される不適物(処理困難物)等の、燃やさないごみに対する割合、主な品目をご教示願います。	入札公告時に提示する予定です。
116	要求水準書(案)	27	—	第 1_7_5_5.3 主要設備方式 図 2 全体処理フロー (不燃・粗大ごみ処理施設)	全体処理フローについて、選別設備の流れが、磁力選別機→アルミ選別機→篩分け型選別機となっていますが、アルミの純度向上を目的にアルミ選別機と篩分け型選別機の順序を事業者提案とすることをお認めいただけませんか。	事業者による提案を可とします。
117	要求水準書(案)	27	—	第 1_7_5_5.3 主要設備方式 図 2 全体処理フロー (不燃・粗大ごみ処理施設)	全体処理フローについて、燃やさないごみは不燃受入ヤードに送られた後に分別・手選別を行い、その後不燃ごみ貯留設備に送られる流れとなっていますが、不燃ごみ貯留設備前で展開検査等による危険物の搬入防止を図り、不燃ごみ貯留設備で爆発や火災対策を十分に行うことを前提に、不燃ごみ受入ヤードの要否を事業者提案とすることをお認めいただけませんか。	爆発物等の危険物を完全に除去でき、搬入されたごみを翌日まで一時保管しないことを前提に事業者の提案とします。
118	要求水準書(案)	27	—	第 1_7_5_5.3 主要設備方式 図 2 全体処理フロー ※燃やさないごみの分別・手選別については、現施設の屋外や周辺敷地で実施している前処理の機能を本施設内に有するものとし、不燃ごみ受入ヤードは設けること。	市川市次期クリーンセンター竣工と同時に現施設の屋外や周辺施設で実施している前処理業務はなくなるため、図 2 全体処理フロー(不燃・粗大処理施設)左上に記載の「資源中間処理後の残さ」受入はないものと理解してよろしいでしょうか。	民間処理施設からの残さは継続して搬入されます。
119	要求水準書(案)	27	—	第 1_7_5_5.3 主要設備方式 図 2 全体処理フロー (不燃・粗大ごみ処理施設)	大型ごみも燃やさないごみ同様、危険物や不適物を前選別したのち不燃ごみ貯留設備 (ピット) へ貯留 (投入) とさせて頂くことは可能でしょうか。	事業者による提案を可とします。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
120	要求水準書(案)	27	—	第1_7_5_5.3 主要設備方式 図2 全体処理フロー（不燃・粗大ごみ処理施設）	有害ごみの処理フローについても追加いただけないでしょうか。	入札公告時に提示する予定です。
121	要求水準書(案)	27	—	第1_7_5_5.3 主要設備方式 図2 全体処理フロー（不燃・粗大ごみ処理施設）	「現施設の屋外や周辺敷地で行っている前処理の機能を本施設に有するものとし」とありますが、現施設の運用状況の具体的な内容（作業内容、作業人員等）についてご教示ください。	作業内容は処理困難物、処理不適物、混合可燃物、有害ごみを分別しております。作業人員は1日平均15人程度です。
122	要求水準書(案)	27	—	第1_7_5_5.5 搬入出車両条件 表14 搬入車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	搬入される各収集車両について、想定される1日当たりまたは1月当たりの延べ台数、及び1日当たりの最大搬入台数をご教示願います。（例）・収集/燃やさないごみ（平ボディ車）：のべ〇台/日または〇台/月・収集/大型ごみ（平ボディ車）：のべ〇台/日または〇台/月・持ち込みごみ（平ボディ車・乗用車各種）：のべ〇台/日または〇台/月	入札公告時に提示する予定です。
123	要求水準書(案)	27	—	第1_7_5_5.5 搬入出車両条件 表14 搬入車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	燃やさないごみの収集車両の欄で、平ボディ車(1~4t)のみに〇印があり、パッカー車(2~4t)に〇印がありませんが、新施設においても同様の計画との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
124	要求水準書(案)	27	—	第1_7_5_5.5 搬入出車両条件 表14 搬入車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	燃やさないごみの収集車両は、平ボディ車となっておりますが、収集車両からのごみの荷下ろしは、プラットホーム内の受入業務所掌外という理解でよろしいでしょうか。	ダンプアップにより荷下ろしを行います。
125	要求水準書(案)	27	—	第1_7_5_5.5 搬入出車両条件 表14 搬入車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	有害ごみは、燃やさないごみと混載で搬入されるという理解でよろしいでしょうか。	混載された状態で搬入されます。
126	要求水準書(案)	27	—	第1_7_5_5.5 搬入出車両条件 表14 搬入車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	資源ごみ中間処理後の不燃残さの搬入台数(月間、年間)をご教示ください。	入札公告時に提示する予定です。
127	要求水準書(案)	28	2	第1_7_5_5.6 爆発及び火災対策 (1)	「なお、不燃ごみ受入ヤードで選別をせずに翌日まで一時保管をすることが無いようにすること」とありますが、受入終了直前に多量の不燃ごみの受入がある場合は受入日中の選別が困難となる為、爆発及び発火の恐れのないものに関しては、一時保管したのち選別作業としてよろしいでしょうか。	原則、翌日まで一時保管することは認めません。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
128	要求水準書(案)	29	—	第1_7_6_6.1 公害防止基準 (3) 排水基準 (環境項目) 表 18 排水基準 (環境項目)	「表 18 排水基準 (環境項目)」に「※この表に掲げる排水基準は1日当たりの平均的な排出水の量が 30m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。」とありますが、1日当たりの平均的な排出水の量が 30m <sup>3</sup> 以下の場合は、表 18 の項目は計測管理項目の対象外と理解してよろしいでしょうか。 また、同表に「※化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量についての総量規制は 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である事業場に適用される。」とありますが、こちらについても1日当たりの平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以下の場合は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量は計測管理項目の対象外と理解してよろしいでしょうか。	有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらず、すべての特定事業場に適用となります。
129	要求水準書(案)	30	—	第1_7_6_6.1 公害防止基準 (3) 排水基準 (環境項目) 表 18 排水基準 (環境項目)	千葉県条例による上乗せ基準や総量規制の判断基準となる日平均排水量はプラント排水と生活排水の合計という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
130	要求水準書(案)	31	1	第1_7_6_6.1 公害防止基準 (4) 騒音基準	現状、建設予定地は、新たに高速道路が建設され、暗騒音で表 20 の数値を超過しているものと予想されます。騒音の測定においては暗騒音の影響を考慮した補正等が認められると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
131	要求水準書(案)	31	8	第1_7_6_6.1 公害防止基準 (5) 振動基準	現状、建設予定地は、新たに高速道路が建設され、暗振動で表 20 の数値を超過しているものと予想されます。振動の測定においては暗振動の影響を考慮した補正等が認められると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
132	要求水準書(案)	33	11	第1_7_6_6.2 環境保全対策 (5) 悪臭対策	「プラットホームの出入口には、・・・搬入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断すること」とありますが、プラットホーム出入口扉の仕様はシャッターに限定しないものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
133	要求水準書(案)	34	21	第2_1_1 全体計画	全体計画について、「災害時の災害廃棄物の受入を考慮した施設とする。」とありますが、本施設で処理すべき災害廃棄物の想定量をご教示ください。また、当該災害廃棄物の処理による人員増等の追加費用が発生する場合、その費用負担についてはご協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	可燃物系は 4 万 5,000t、不燃物系は 169 万 7,000t の発生を想定。可燃物系は 3 年間で処理、不燃物系は稼働時間の延長や他施設で処理を想定しています。追加費用については協議とします。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
134	要求水準書(案)	35	7	第2_1_2 配置動線計画(3)	「(3)事業実施区域(高規格堤防の範囲は除く)の地盤高さは、管理棟周辺とのアクセスが容易なものとする」とありますが、管理棟周辺(管理棟正門～西側ロータリー)の地盤レベルが管理棟にアクセスしやすい高さとなっていれば良いと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
135	要求水準書(案)	35	18	第2_1_2 配置・動線計画(8)	「収集車両等の搬入車両は1回計量」とありますが、「等」とは委託車両及び許可業者と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
136	要求水準書(案)	35	21	第2_1_2 配置動線計画(8)	場内の搬入出車両動線について、「収集車両等の搬入車両は1回計量」とありますが、委託業者、許可業者共に1回計量との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
137	要求水準書(案)	35	39	第2_1_2 配置・動線計画(13)	鳥インフルエンザ等に感染した小動物の死骸等の廃棄物受け入れ処理は本事業において事業者の対象業務範囲に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	導線を確保しておくことは事業者の業務範囲でホッパまでの運搬は搬入者が行う予定です。
138	要求水準書(案)	37	25	第2_2_1_1.1 歩廊・階段・点検床等	通路上の頭上クリアランス(床面から頭上取り付け物間)は、2,200mm以上確保することとありますが、2,000mm以上に見直しただけませんか。これにより安全性は確保しつつ経済性に寄与すると考えます。	2,000mm以上とします。
139	要求水準書(案)	37	25	第2_2_1_1.1 歩廊・階段・点検床等(見学者動線部は除く)	「通路上の頭上クリアランス(床から頭上取り付け物間)は、2,200mm以上確保すること」とありますが、廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引きには特に記載はありませんので、建築コスト増大を避けるために、有効高さは原則として2,000mm以上に變更させていただきようお願いいたします。	No.138をご参照ください。
140	要求水準書(案)	40	20	第2_2_1_1.7 ポンプ	「水中ポンプのケーブルは、... (中略)。なお、中継端子盤は水没せず、... (後略)」とありますが、中継端子盤は、運用性・保守管理性が同等の中継ターミナルボックスを採用してもよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
141	要求水準書(案)	40	23	第2_2_1_1.7 ポンプ	「薬品(酸、アルカリ)ポンプは、用途毎に設け、それぞれ系統を分けること」とありますが、コスト増を避けるために、必要に応じてポンプの兼用をお認めいただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
142	要求水準書(案)	41	13	第2_2_1_1.10 災害対策	燃料及び薬品類については、災害時に補給が出来ない場合でも運転が継続できるよう、原則として7日分以上を備蓄することとありますが、「要求水準書(案)第2章2ごみ焼却処理施設」に記載の各薬剤貯槽等の仕様と同	「基準ごみ3炉運転時の平均使用量の7日分以上」とします。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					様に、「平均使用量の7日分以上」という理解でよろしいでしょうか。またその場合は「平均使用量の」と明記いただけないでしょうか。	
143	要求水準書(案)	42	10	第2_2_1_1.13 その他	「道路を横断する配管、ダクト類は道路面からの有効高さを6.0m以上とすること。」とありますが、道路の有効高さを4.5m以上(道路構造令に定められる建築限界以上)に見直しをお願いします。	道路の有効高さを4.5m以上とします。
144	要求水準書(案)	42	10	第2_2_1_1.13 その他	「道路を横断する配管、ダクト類は道路面から有効高さ6.0m以上とすること」とありますが、配管、ダクト類の有効高さは道路構造令に倣い4.5m以上と変更いただけませんかでしょうか。	No.143をご参照ください。
145	要求水準書(案)	42	19	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (1) ごみ計量機	計量機はピットタイプをご指定ですが、浸水対策やメンテナンスを考慮した場合、ピットレスタイプの方が好ましいと考えます。ピットレスタイプもお認めいただけませんかでしょうか。	一般持込車両を計量機で計量しないことを条件として、事業者による提案を可とします。
146	要求水準書(案)	43	20	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (3) プラットホーム	プラットホームの有効幅15m以上とありますが、プラットホーム有効幅については、ごみ焼却処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の投入扉が対面で配置の場合は車止め内側間の距離とし、ごみ焼却処理施設の投入扉が単独で配置される場合は車止め内側から投入扉反対側の柱面までの距離と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
147	要求水準書(案)	43	20	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (3) プラットホーム	「プラットホームは...高さ7m(梁下有効高さ6.5m)以上」とありますが、見学者通路などをプラットホーム上部に配置させていただきたいため、梁下有効高さ6.5m以上を遵守するのは、プラットホームのうち、搬入車両がダンプにてごみを荷下ろしするエリアに限定いただけないでしょうか。	搬入車両がダンプにてごみを荷下ろしするエリアにおいて、有効高さ6.5m以上を確保してください。
148	要求水準書(案)	43	28	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (3) プラットホーム	プラットホーム内に設けるトイレは男女共用とし、大便器1、小便器1、手洗器1程度と理解してよろしいでしょうか。	男女別でそれぞれ設置してください。
149	要求水準書(案)	44	34	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (6) 市民搬入場	市民搬入場にトイレを設ける記述がありませんが、プラットホームと同じようにトイレは必要と考え、大便器1、小便器1、手洗器1程度の男女共用トイレを計画してよろしいでしょうか。	設置の有無は事業者の提案とします。ただし、設置する場合は男女別でそれぞれ設置してください。
150	要求水準書(案)	44	37	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (6) 市民搬入場	徒歩、自転車での搬入について、想定すべき1日あたりの搬入量をご教示願います。	1日当たり5件程度です。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
151	要求水準書(案)	45	9	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (7) ゴミピット	容量は7,000m <sup>3</sup> 以上とありますが、計画処理量423t/dに対して5日分、単位体積重量0.3t/m <sup>3</sup> とすると、7,050m <sup>3</sup> となります。ゴミピット容量は7,050m <sup>3</sup> 以上との理解でよろしいでしょうか。	7,050m <sup>3</sup> 以上としてください。
152	要求水準書(案)	47	6	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (10) プラットホーム監視室	プラットホーム監視室に設置する設備類の手洗設備、トイレ設備については、P43 プラットホーム内に設ける手洗いとトイレに集約することは問題ないと理解してよろしいでしょうか。	プラットホーム監視室とプラットホームにそれぞれ設置してください。
153	要求水準書(案)	47	10	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (11)薬液噴霧装置	薬液噴霧装置を含め、各種薬品・薬剤の容量について、「日平均使用量(発生量)の7日分」とありますが、3炉運転かつ基準ゴミ時における1日使用量(発生量)の7日分という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
154	要求水準書(案)	47	13	第2_2_2_2.1 (12)可燃性粗大ゴミ切断機	処理対象物は畳・ふとん・大型家具という認識でよろしいでしょうか。 また、適切な機器選定のため、それぞれの処理対象物について搬入量の内訳と最大サイズをご教示ください。	ご認識のとおりです。 処理対象物は畳・ふとん・大型家具・角材等です。搬入量及びサイズは入札公告時に提示する予定です。
155	要求水準書(案)	47	26	第2_2_2_2.2 燃焼設備 (1) ゴミ投入ホッパ	「水冷方式等により冷却すること。」とありますが、冷却以外の方法により熱の影響に対応することでもよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
156	要求水準書(案)	47	26	第2_2_2_2.2 燃焼設備 (1)ゴミ投入ホッパ	「シュート下部の…部分は、水冷方式等により冷却すること」とありますが、問題がないことを前提に、耐火物構造等による耐熱仕様とすることをお認めいただけないでしょうか。納入実績が多数ある形式です。	No.155をご参照ください。
157	要求水準書(案)	49	28	第2_2_2_2.2 燃焼設備 (6)炉体鉄骨・ケーシング	「ケーシング外部は耐熱塗装を施し」とありますが、ケーシング表面温度を加味して耐熱仕様が必要な箇所のみ対応とさせていただけないでしょうか。	事業者による提案を可とします。
158	要求水準書(案)	51	31	第2_2_2_2.3 燃焼ガス冷却設備 (3)ボイラ鉄骨及びケーシング	「外面は耐熱塗装を施し」とありますが、ケーシング表面温度を加味して耐熱仕様が必要な箇所のみ対応とさせていただけないでしょうか。	事業者による提案を可とします。
159	要求水準書(案)	52	24	第2_2_2_2.3 燃焼ガス冷却設備 (7)ボイラ給水ポンプ	ボイラ給水ポンプについて、「交互運転とし、耐熱性を確保し、容量はボイラ最大蒸発量に対し、余裕を見込んだものとする。」とありますが、各炉設備ではなく3炉共通設備として必要容量・数量をご提案できるものと理解してよろしいでしょうか。	1炉1系列としておりますので、原則は1炉につき交互運転とします。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
160	要求水準書(案)	52	27	第2_2_2.3 燃焼ガス冷却設備 (7) ボイラ給水ポンプ	「継手はギヤカップリングとすること。」とありますが、他の方式も認めていただけませんか。	事業者による提案を可とします。
161	要求水準書(案)	56	20	第2_2_2.4 排ガス処理設備 (2)集じん設備	「炉の起動時、停止時（メンテナンス時）を含め、常時集じん可能な装置構成」とありますが、立上下げ時を含めバイパスせずに集じん設備へ通ガス可能な装置構成という解釈でよろしいでしょうか。なお、停止時（メンテナンス時）は環境集じん機で炉内等の集じんを行います。	メンテナンス時に環境集じん器で炉内等の集じんを行う場合はご認識のとおりです。 「炉の起動時、停止時（メンテナンス時）を含め」を「炉の立上げ時、立下げ時及び必要に応じて停止時（メンテナンス時）を含め」に変更します。
162	要求水準書(案)	57	24	第2_2_2.4 排ガス処理設備 (3)有害ガス除去設備	有害ガス除去設備について、「薬剤貯槽は日平均使用量の7日分以上を有する容量とし、ブリッジ防止のための装置を設けること。」とありますが、年間操業計画を加味した、平均的な運転状態である2炉運転基準ごみ時の7日分を容量として考えてよろしいでしょうか。	「基準ごみ3炉運転時の平均使用量の7日分以上」とします。
163	要求水準書(案)	57	31	第2_2_2.4 排ガス処理設備 (4)脱硝設備	脱硝設備について、「薬剤貯槽は日平均使用量の7日分以上を有する容量とし、全て防液堤を設けること。」とありますが、年間操業計画を加味した、平均的な運転状態である2炉運転基準ごみ時の7日分を容量として考えてよろしいでしょうか。	「基準ごみ3炉運転時の平均使用量の7日分以上」とします。
164	要求水準書(案)	58	14	第2_2_2.5 通風設備 (1)押込送風機	「吸引口にはスクリーンを設け」とありますが、二次押込送風機の吸引口スクリーンと兼用してもよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
165	要求水準書(案)	60	9	第2_2_2.5 通風設備 (7)誘引送風機	「軸受部は...水冷式とすること」とありますが、冷却能力に問題がないことを前提に空冷式とすることをお認めいただけませんか。納入実績が多数ある形式です。	事業者による提案を可とします。
166	要求水準書(案)	60	10	第2_2_2.5 通風設備 (7)誘引送風機	「原則として送風機形式は両吸込みとし、軸は両端支持とすること。」とありますが、必要送風機容量に対して、適切に対応した形式を選定させていただきたく、事業者提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
167	要求水準書(案)	60	22	第2_2_2.5 通風設備 (8)煙突	煙突の高さは計画地盤高+9.0mの指定がございますが。計画地盤高とは現状地盤高Y. P. +3.7mの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
168	要求水準書(案)	60	33	第2_2_2_2.5 通風設備 (8)煙突	「頂部ガス温度 160℃以上とすること。」とありますが、熱回収の最大化を図ることを前提に事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	低温腐食防止のほか、環境影響評価の観点も含めた温度設定としております。これと異なる提案を行う場合、提案時に環境影響評価書の予測・評価結果との違いについても定量的に示して頂く必要があります。
169	要求水準書(案)	60	33	第2_2_2_2.5 通風設備 (8)煙突	煙突頂部ガス温度として 160℃以上とありますが、発電量最大化を目的に、低温腐食を考慮した上で、煙突頂部ガス温度は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	No.168 をご参照ください。
170	要求水準書(案)	60	33	第2_2_2_2.5 通風設備 (8)煙突	「頂部ガス温度 160℃以上とする」とありますが、売電量向上（脱炭素への貢献）を目的として、頂部ガス温度を 160℃以下でご提案させて頂くことは可能でしょうか。	No.168 をご参照ください。
171	要求水準書(案)	60	35	第2_2_2_2.6 灰出設備 (1)主灰冷却装置	主灰冷却装置の形式「乾式（シールプッシャ）」を採用してもよろしいでしょうか。その場合は、水噴霧にて焼却灰を冷却する方式となるため、水切効果や浮上スカムへの対応は不要となります。 また、水噴霧時の可燃性ガスは局所集じん等で希釈吸引したうえで大気に排出する形式としてよろしいでしょうか。	乾式（シールプッシャ）の提案を可とします。 可燃性ガスについては、適切な滞留防止方法を事業者にて提案してください。
172	要求水準書(案)	61	3	第2_2_2_2.6 灰出設備 (1)主灰冷却装置	「炉停止時に内容物を全量排出できる構造とすること。」とありますが、全量排出の方法についてはご提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
173	要求水準書(案)	61	23	第2_2_2_2.6 灰出設備 (4)灰ピット	灰ピットについて、「水密性鉄筋コンクリート造とし、容量は全炉運転時日平均灰排出量の 7 日分以上とすること。」とありますが、年間操業計画を加味した、平均的な運転状態である 2 炉運転基準ごみ時の 7 日分を容量として考えてよろしいでしょうか。	「基準ごみ 3 炉運転時の平均使用量の 7 日分以上」とします。
174	要求水準書(案)	63	22	第2_2_2_2.6 灰出設備 (8)①飛灰貯槽	飛灰貯槽について、「容量は全炉運転時日平均飛灰排出量の 7 日分以上とすること。」とありますが、年間操業計画を加味した、平均的な運転状態である 2 炉運転基準ごみ時の 7 日分を容量として考えてよろしいでしょうか。	「基準ごみ 3 炉運転時の平均使用量の 7 日分以上」とします。
175	要求水準書(案)	63	22	第2_2_2_2.6 灰出設備 (8)①飛灰貯槽	飛灰貯槽について、「容量は全炉運転時日平均飛灰排出量の 7 日分以上とすること」とありますが、事業費低減の観点と省スペース化を図るため、飛灰貯槽と飛灰処理物貯留ピットで合わせて 7 日分以上の容量を確保させていただけないでしょうか。その場合には、それぞれの	原文のとおりとします。



番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					容量は事業者提案とさせていただきませんか。	
176	要求水準書(案)	64	8	第2_2_2_2.6 灰出設備 (8)④キレート剤添加装置	キレート剤添加装置について、「容量は全炉運転時日平均使用量の7日分以上とすること。」とありますが、年間操業計画を加味した、平均的な運転状態である2炉運転基準ごみ時の7日分を容量として考えてよろしいでしょうか。	「基準ごみ3炉運転時の平均使用量の7日分以上」とします。
177	要求水準書(案)	64	28	第2_2_2_2.7 給水設備 (1)給水計画	「本施設の給水は、工業用水の利用を基本とし、水量が不足する場合は、上水及び地下水の利用を可とする。」とありますが、工業用水を外構散水に計画してよろしいでしょうか。	法令等を遵守したうえで事業者による提案を可とします。
178	要求水準書(案)	64	28	第2_2_2_2.7 給水設備 (1)給水計画	給水計画について、「本施設の給水は、工業用水の利用を基本とし、水量が不足する場合は、上水及び地下水の利用を可とする。」とありますが、適切な前処理などを計画するため上水、工業用水、地下水それぞれの水質データをご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。なお、地下水は現在取水していないためデータがありません。
179	要求水準書(案)	64	34	第2_2_2_2.7 給水設備 (1)給水計画	「工業用水は一度工場棟受水槽に受水後、外部余熱利用施設へ供給すること。」とありますが必要水量(〇〇L/日、〇〇L/min)をご教示願います。	小川用水は12 m <sup>3</sup> /hです。 ※P63の1行目に記載しております。
180	要求水準書(案)	65	4	第2_2_2_2.7 給水設備 (1)給水計画	「上水及び工業用水は契約水量を超過することのないよう計画すること。工業用水に関しては、契約水量だけでなく瞬時値においても超過しないよう留意すること。」とありますが、上水及び工業用水の契約水量(瞬時値含む)をご教示願います。	上水:187.2 m <sup>3</sup> /日、工業用水:750 m <sup>3</sup> /日(瞬時値:31.25 m <sup>3</sup> /h)
181	要求水準書(案)	65	21	第2_2_2_2.7 給水設備 (3)機器冷却水冷却塔	「冷却水槽の容量は機器冷却水循環量の1時間分以上の容量とすること。」とありますが、冷却水槽の容量について「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改定版」において「機器冷却水槽は～毎時平均冷却水量の10～20分程度が貯留される」と記載あることから、事業費低減の観点と省スペース化を図るため、機器冷却水の循環を確実にすることを前提に、機器冷却水槽の容量は事業者提案とさせていただきませんか。	原文のとおりとします。
182	要求水準書(案)	65	24	第2_2_2_2.7 給水設備 (4)ポンプ類仕様	「ポンプ類は予備機を設け、必要なものは交互運転とし」とありますが、交互運転を行うポンプ類には必要に応じて共通予備機を設け、常用機を順番に切り替える運	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					転としてもよろしいでしょうか。	
183	要求水準書(案)	65	33	第2_2_2.8 排水設備 (1)排水計画	排水計画について、「公用水域への平均排水量について、プラント系排水は15m <sup>3</sup> /24h以下、プラント系排水と生活系排水の合計は40m <sup>3</sup> /24h以下とすること。」とありますが、平均排水量とは年間の平均排水量と理解してよろしいでしょうか。	24h当たりの水量を示しております。
184	要求水準書(案)	66	14	第2_2_2.8 排水設備 (2)ごみピット汚水処理設備	ごみピット汚水処理設備について、「汚水移送ポンプは原則としてカッター付の水中汚物ポンプとし、2基(交互運転)とすること。」とありますが、本ポンプは運転頻度が低く腐食環境であることから、2基(内1基倉庫予備)をお認めいただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
185	要求水準書(案)	66	19	第2_2_2.8 排水設備 (3)生活排水処理設備	「合併処理浄化槽は、管理棟170人程度」とありますが具体的な人数の内訳(見学者〇〇人、事務員〇〇人)をご提示願います。	見学者120人、市職員50人を想定しています。
186	要求水準書(案)	66	19	第2_2_2.8 排水設備 (3)生活排水処理設備	「合併処理浄化槽は、管理棟(170人程度)及び工場棟分を処理できる容量を確保する」とありますが、生活排水量に制限があるため、利用人数を踏まえて事業者提案としてもよろしいでしょうか。	No.185をご参照ください。
187	要求水準書(案)	68	10	第2_2_2.9 電気設備 (1)計画概要	「原則として、特別高圧引込み受電鉄塔付近に新設屋外開閉所を設け、」とありますが、この際の電力会社との責任分界点をご教示願います。 また、新設屋外開閉所を設けない場合についても、同じくご教示願います。	新設屋外開閉所を設ける場合は、開閉所内特高受電設備の一次側接続点からは事業者範囲とし、屋外開閉所を設けない場合は、分岐の方法によるものと想定しています。どちらの場合においても、最終的には契約後に電力会社との協議により決定とします。なお、参考図として、入札公告時に現施設の図面を提示する予定です。
188	要求水準書(案)	68	10	第2_2_2.9 電気設備 (1)計画概要	「原則として、特別高圧引込み受電鉄塔付近に新設屋外開閉所を設け、試運転期間中は現施設と本施設へ同時に給電が必要となることを考慮すること。」とありますが、本工事期間(現施設の特高電圧停電期間)は1~3か月と想定しています。この特高電圧停電期間について、許容していただくと理解してよろしいでしょうか。	現施設の運営に支障がないことを前提とした上で、契約後に関係各所と協議して頂きます。
189	要求水準書(案)	68	10	第2_2_2.9 電気設備 (1)計画概要	新設屋外開閉所は、屋外地上に機器を設置して周囲をフェンスで囲む仕様と理解してよろしいでしょうか。	詳細は設計時に決定します。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
190	要求水準書(案)	68	10	第2_2_2_2.9 電気設備 (1)計画概要	電気設備における電源計画について、新設する屋外開閉所近傍に分岐用の地中ハンドホールを設けて、既設工場と新設工場へ引込線を分岐することで提案してもよろしいでしょうか。 また、引込線の分岐方法に関して、東京電力パワーグリッド(株)様と事前相談した内容(引き込み部・取り合い等含む)についてご教示願います。	分岐について、事業者による提案を可とする予定です。 また、公告時に提示予定の参考図を基に東京電力パワーグリッド(株)と協議している内容は次の通りです。 ○分岐方法 屋外開閉所や地中でのY分岐等により既存の特別高圧鉄塔から分岐供給が可能であり、その場合、既存鉄塔の設備変更となる。 ○引き込み方法 なるべく架線部を減らし、出来るだけ地中埋設での引き込みとすること。 ○引き込み部及び取り合い点等 詳細については契約後に事業者と東京電力パワーグリッド(株)との協議により決定すること。  既存特別高圧鉄塔以外からの引込みの可否については、No.74をご参照ください。
191	要求水準書(案)	68	10	第2_2_2_2.9 電気設備 (1)計画概要	電気設備について、既設工場への特別高圧引き込み埋設ルートを盛り替える場合、車道部と同じ荷重条件でよろしいでしょうか。その場合、車道部の想定最大荷重をご教示願います。	ご認識のとおりです。 車道部の想定最大荷重は25tです。
192	要求水準書(案)	68	10	第2_2_2_2.9 電気設備 (1)計画概要	「原則として、特別高圧引込み受電鉄塔付近に新設屋外開閉所を設け、試運転期間中は現施設と本施設へ同時に給電が必要なることを考慮すること」とありますが、現施設は現行通りとし、本施設用として別途、新設屋外開閉所で新規受電し、本施設試運転中は現施設と同時稼働することになると推察しますが、現施設と本施設が同一構内とみなされた場合、電力契約も1つの契約となる可能性があります。これまでに電力会社と協議された内容があればご教示ください。	現施設と新施設が同時に稼働する期間があると想定していますが、新施設の設計や同時稼働する期間が不明瞭なため、具体的な協議には至っておりません。契約後に電力会社と協議が必要となります。
193	要求水準書(案)	68	12	第2_第2_2_2.9 電気設備 (1)計画概要	「新設屋外開閉所は既設特別高圧からの供給とする」とありますが、既設特別高圧＝特別高圧引込み受電鉄塔との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
194	要求水準書(案)	68	14	第2_2_2_2.9 電気設備 (1)計画概要	「新設屋外開閉所より新たに地中埋設(既設ルート流用不可)等にて新設の特別高圧受変電所への特別高圧供給の切替を原則とする。また将来的な事業実施区域を含め埋設等供給ルートを計画するものとし、・・・電力会社の承諾を得て決定すること。」とありますが、屋外開閉所を設けた場合、	主に電路や工事スケジュール等についての協議を想定しています。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					分岐場所によりますが、電力会社との責任分界点は屋外開閉所1次になるため、屋外開閉所から新設の特別高圧受変電所間の電路は事業者範囲で電力会社とは無関係と想定しています。全般的に電力会社との協議内容をご教示願います。	
195	要求水準書(案)	68	15	第2_2_2.9 電気設備 (1)計画概要	特別高圧の引き込みルートについて、「また、将来的な事業実施区域も含め埋設等供給ルートを計画するものとし」とありますが、既設配管や現施設の煙突解体工事を考慮し、現施設に隣接する廃道についても利用可としていただけないでしょうか。	廃道の利用については検討し、公告時に提示する予定です。また、既存煙突基礎など、引き込みに影響があると考えられる埋設物の図面については入札公告時に提示する予定です。
196	要求水準書(案)	70	7	第2_2_2.9 電気設備 (8)電力監視盤	「蒸気タービン発電機及び非常用発電機の自動及び手動同期投入を可能とすること」とありますが、実運用では同期投入は自動のみで行うため、手動同期投入は事業者提案によるとすることは可能でしょうか。	事業者による提案を可とします。
197	要求水準書(案)	71	29	第2_2_2.9 電気設備 (12)外部余熱利用施設への電力供給設備	外部余熱利用施設および管理棟への電力供給量をご教示ください。	外部余熱利用施設への電力供給量は入札公告時に提示する予定です。管理棟への電力供給量については、3階は入札公告時に提示する予定の改修後の図面等から推測し、1、2階は事業者の提案としてください。データがないため提示することはできません。
198	要求水準書(案)	72	4	第2_2_2.10 計装・自動制御設備 (2)計装制御計画	計装・自動制御設備について、「制御システムはDCS又は同等の機能を有するシステムとすること。」とありますが、不燃・粗大ごみ処理施設に関する制御システムはこれまでの実績及び、不燃・粗大ごみ処理施設の制御システムとして十分な機能を発揮するSCADA+PLCとしてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
199	要求水準書(案)	74	1	第2_2_2.10 計装・自動制御設備 (3) 計装機器 ③ ITV 装置	「録画対象等の詳細は監督員との協議による。」と記載されていますが、想定される画像あるいは考え方を教示願います。	持込車両の接触事故や荷下ろしの際の車両損傷等のトラブル及び施設の運転トラブル発生時に見返すことができるよう、計量機近傍や市民搬入場、ごみピットなどが録画できることを想定しています。
200	要求水準書(案)	75	22	第2_2_2.10 計装・自動制御設備 (4)システム構成	計装・自動制御設備のシステム構成について、オペレーション用液晶モニタを二重化するとありますが、オペレータコンソールを複数台設置して冗長化を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
201	要求水準書(案)	76	7	第2_2_2.11 余熱利用設備 (1)タービン発電設備	「中央制御室にオペレータコンソール及び電力監視装置、同期投入、電圧調整(力率調整)、負荷調整(主圧制御、調速制御)その他の自動調整及び手動操作装置を設置すること」とありますが、DCSが関連する同期投入・	事業者による提案を可とします。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					発電電力制御等は中央制御室で行いますが、DCS が関与しない発電機自体の制御は、運用性・保守管理性を考慮して、タービン発電機機側に設置する制御盤で行うこととしてもよろしいでしょうか。	
202	要求水準書(案)	76	7	第2_2_2_2.11 余熱利用設備 (1)タービン発電設備	タービン発電設備について、「中央制御室にオペレータコンソール及び電力監視装置、同期投入、電圧調整（力率調整）、負荷調整（主圧制御、調速制御）その他の自動調整及び手動操作装置を設置すること。」とありますが、蒸気タービン発電設備は、機側制御盤で手動又は自動での同期投入操作を行い、中央から自動での同期投入操作を行えるようにするという理解でよろしいでしょうか。	No.201 をご参照ください。
203	要求水準書(案)	77	3	第2_2_2_2.11 余熱利用設備 (3)熱利用設備（場外用）	外部余熱利用施設への熱供給条件（圧力、温度、熱量）について、常用と最大設計条件についてご教示ください。	入札公告時に提示する予定です。
204	要求水準書(案)	77	5	第2_2_2_2.11 余熱利用設備 (4)予備ボイラ	予備ボイラの設置は事業者提案となっていますが、プラント停止期間中（トラブル含む）にも場外余熱利用施設を稼働することが目的であれば、必須設備としてご提示をお願いします。 また、外部余熱利用施設の年間稼働計画についてもご提示願います。	焼却処理施設の停止期間中も外部余熱利用施設は営業を行うことを想定しております。また、外部余熱利用施設の年間稼働計画は入札公告時に提示する予定です。
205	要求水準書(案)	77	11	第2_2_2_2.12 小動物火葬炉設備	小動物火葬炉の排気について、大気汚染防止法届出対象とならないことを前提に、焼却炉排ガスに合流する方式とするか、単独で排気する方式とするか、事業者提案としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
206	要求水準書(案)	77	14	第2_2_2_2.12 小動物火葬炉設備	小動物火葬炉設備について、「遺骨を返還するために被処理物を単体処理する場合があることを考慮し、全体の処理が滞らないよう、焼却炉等の基数や台車の構造等を検討し、近年の火葬実績に対して50%以上の余裕を見込んだ能力とすること。」とありますが、参考データとして現施設の小動物火葬炉設備の基数、処理能力、近年の火葬実績（月別処理頭数、遺骨返還件数等、受け入れた処理動物の最大寸法）をご開示願います。	入札公告時に提示する予定です。
207	要求水準書(案)	77	15	第2_2_2_2.12 小動物火葬炉設備	「近年の火葬実績」とありますが、年間処理頭数および日平均処理頭数の実績をご教示ください。	入札公告時に提示する予定です。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
208	要求水準書(案)	77	20	第2_2_2_2.13 雑設備 (1)雑用空気圧縮機	数量は、必要に応じて2基以上(交互運転)としてもよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
209	要求水準書(案)	79	8	第2_2_2_2.13 雑設備 (4)③公害防止データ等表示設備	公害防止データ等表示設備について、「排ガスデータの表示盤は敷地境界付近に設置し、デジタルサイネージ等はその他市の指定する場所1箇所に設置する」とありますが、敷地内に設置するという理解でよろしいでしょうか。 敷地外の場合、想定している設置場所についてご教示願います。	ご認識のとおりです。
210	要求水準書(案)	79	13	第2_2_2_2.13 雑設備 (4)③公害防止データ等表示設備	公害防止データ等表示設備について、「表示内容について外国人見学者向けの表示も行うこと」とありますが、表示言語についてご教示願います。	説明用パンフレットと同様に、日本語、英語、中国語、韓国語を想定していますが、詳細は設計時に決定します。
211	要求水準書(案)	80	8	第2_2_2_2.13 雑設備 (7)電気自動車急速充電設備	数量は2台とし、とありますが、充電設備1台でコネクタが2基ついているタイプもお認めいただきたく、「数量は2台分(同時充電可能)」としていただけないでしょうか。	事業者による提案を可とします。
212	要求水準書(案)	80	14	第2_2_2_2.13 雑設備 (7)電気自動車急速充電設備	対象車両に「災害発生時の一般車」とありますが、無償利用という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
213	要求水準書(案)	81	10 18	第2_2_3_3.1 受入・供給設備 (6)不燃ごみ破袋機 (7)不燃ごみ手選別コンベヤ	不燃ごみ破袋機および不燃ごみ手選別コンベヤについて、設置要否は事業者提案となっていますが、非設置の場合は、不燃ごみ受入ヤードにて全量の破袋・手選別を行う必要があるとの認識でよろしいでしょうか。 設置・非設置でコストに大きな差が出ますので、要求される仕様について明記いただきたく、よろしくお願いたします。	ご認識のとおりです。
214	要求水準書(案)	81	20	第2_2_3_3.1 受入・供給設備 (7)不燃ごみ手選別コンベヤ	「また、選別したカセット式ボンベ・スプレー缶を安全に処理するスペースや、リチウムイオン電池を含む機器の解体作業スペースを確保すること」とありますが、不適物貯留ヤードと兼用してよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
215	要求水準書(案)	81	33	第2_2_3_3.1 受入・供給設備 (8)不燃ごみ貯留設備	不燃ごみ貯留設備の貯留容量が4日分以上となっていますが、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改定版」において「その容量は最低1~2日分する例が多い。」とあります。事業費低減の観点と省スペース化を図るため、施設稼働及び整備等の運用に問題がないこと	原文のままとします。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					を前提に施設規模の2日分以上とすることをお認めいただけないでしょうか。	
216	要求水準書(案)	83	13	第2_2_3_3.1 受入・供給設備 (11)不燃ごみ・粗大ごみ受入ホッパ	「搬入車両の直接投入も可能とすること」とありますが、ピット火災発生時等に、ピットを介さずホッパに直接ごみを投入できるようにすることが目的との理解でよろしいでしょうか。 その場合、重機によるホッパへ投入もお認めいただきたく、「搬入車両または重機によるホッパへの直接投入も可能とすること」としていただけないでしょうか。	ご認識のとおりです。重機による直接投入も可とします。
217	要求水準書(案)	87	7,18,29	第2_2_3_3.3 貯留・排出設備 (5)鉄貯留バンカ (6)アルミ貯留バンカ (7)不燃物貯留バンカ	鉄貯留バンカ、アルミ貯留バンカ、不燃物貯留バンカについて、内部二分割式とありますが、分割無しで2基の提案としてもよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
218	要求水準書(案)	88	4	第2_2_3_3.3 貯留・排出設備 (8)不適物(処理困難物)等一時貯留ヤード	不適物(処理困難物)等一時貯留ヤードの必要貯留容量または、蛍光管・乾電池・二次電池・廃タイヤ・消火器・ボンベ・不法投棄物それぞれの搬出頻度について、提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
219	要求水準書(案)	88	4	第2_2_3_3.3 貯留・排出設備 (8)不適物(処理困難物)等一時貯留ヤード	ドラム缶、ペール缶、かご等で一時貯留するにあたり、これらの貯留容器ごと搬出される場合、貯留容器は返却いただけないでしょうか。	ドラム缶およびペール缶は返却されません。
220	要求水準書(案)	88	4	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (8) 不適物(処理困難物)等一時貯留ヤード	蛍光管は破碎してドラム缶で保管するという理解でよろしいでしょうか。	破碎して専用の容器で保管してください。
221	要求水準書(案)	88	4	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (8) 不適物(処理困難物)等一時貯留ヤード	「ドラム缶、ペール缶、かご等で一時貯留」とありますが、保管容器の調達は貴市の範囲という理解でよろしいでしょうか。	保管容器の調達は事業者の負担とします。
222	要求水準書(案)	88	4	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (8)不適物(処理困難物)等一時貯留ヤード	不適物(処理困難物)等一時貯留ヤードについて、蛍光管や乾電池等の記載がありますが、有害ごみは本施設へ搬入されるのでしょうか。もしくは燃やさないごみに誤って混入搬入されたものを除去・貯留するとの理解でよろしいでしょうか。	有害ごみも本施設へ搬入されます。
223	要求水準書(案)	88	18	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (9)不適物(スプリングマットレス、ソファ)等一時貯留ヤード	「マットレス搬出時はウイング車にて搬出する」とありますが、不適物等一時貯留ヤードのうち、マットレスについては、ウイング車1台分程度が貯留できる広さが必	ご認識のとおりです。 搬出台数は月に8台程度です。10枚ごとにパレット積とします。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					要との理解でよろしいでしょうか。 貯留広さまたは搬出頻度について明記願います。また、積込はどのような姿（パレット積、バラ積など）とすればよろしいでしょうか。	
224	要求水準書(案)	89	18	第2_2_3_3.7 電気設備 (3)低圧配電設備	事業費低減の観点から、建築動力及び照明用の低圧配電設備は、事業者にて最適な電源計画を行うことを前提に焼却施設の低圧配電設備と兼用することをお認めいただけないでしょうか。	事業者による提案を可とします。
225	要求水準書(案)	89	34	第2_2_3_3.8 計装・自動制御設備 (1)計装制御計画	自動制御の破砕機機内酸素濃度について、これを可燃ガス濃度の管理に代えることは可能でしょうか。	事業者による提案を可とします。
226	要求水準書(案)	90	—	第2_2_3_3.8 計装・自動制御設備 (2)計装機器 表28 ITV装置リスト（不燃・粗大ごみ処理施設）	ITV装置について、表28 ITV装置所リストの雲台欄に「電動」との記載がありますが、多くの納入実績があり、電動雲台より回転速度が速いドーム型カメラを採用してもよろしいでしょうか。	参考ですので、事業者による提案を可とします。
227	要求水準書(案)	91	1	第2_2_3_3.8 計装・自動制御設備 (2)計装機器 ③計装用空気圧縮機	不燃・粗大ごみ処理施設では計装用空気の利用先がない場合、非設置としてよろしいでしょうか。その場合、「設置する場合は以下の水準を満たすこと」と記載いただけないでしょうか。	事業者による提案を可とします。
228	要求水準書(案)	93	4	第2_3_1_1.1 一般概要 (1)敷地計画	「・都市計画決定区域:都市計画法、宅地開発条例 ・事業実施区域:建築基準法、環境保全条例」 とあり、建築確認申請(計画通知)における敷地境界線は事業実施区域であると読めますが、この場合、既設管理棟に延焼ラインがかからない位置に隣地境界線を見直しする必要がありますと考えられます。法的に問題ない敷地境界線を設定いただくようお願いします。	既設管理棟に延焼ラインがかからない位置に、隣地境界線の位置の見直しをいたします。
229	要求水準書(案)	93	4	第2_3_1_1.1 一般概要 (1)敷地計画	「・都市計画決定区域:都市計画法、宅地開発条例 ・事業実施区域:建築基準法、環境保全条例」 とありますが、建築確認(計画通知)における敷地境界線は都市計画決定区域と理解してよろしいでしょうか。	No.228をご参照ください。
230	要求水準書(案)	96	17	第2_3_1_1.5 特定建設資材の分別解体等・再資源化等	解体撤去工事の条件として、特別管理産業廃棄物(廃油、PCB等)はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
231	要求水準書(案)	100	4	第2_3_2 土木工事	高規格堤防工事による擁壁工事の工作物申請は不要と理解してよろしいでしょうか。	建築基準法88条に規定する工作物申請は必要です。



番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
232	要求水準書(案)	100	4	第2_3_2 土木工事	高規格堤防工事による盛土工事の開発申請は不要と理解してよろしいでしょうか。	都市計画法第30条に規定する開発許可申請は不要です。
233	要求水準書(案)	100	7	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (1)土地造成	「既設建造物の撤去等を行う」とありますが、撤去等を行う構造物について、撤去範囲及び図面等のご提示をお願いいたします。	入札公告時に提示する予定です。
234	要求水準書(案)	100	14	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (1)土地造成	「切土・盛土のバランスに考慮し、極力、残土の場外搬出は行わないものとする。」とありますが、掘削残土が「高規格堤防盛土材における受入れ基準」を満たすかどうかを見積時点で判断することは困難です。見積条件を明確にするため、高規格堤防の盛土には、国土交通省関東地方整備局からの支給土及び深層混合改良に伴い発生する盛り上がり土を使用するものと理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に提示予定の「高規格堤防盛土材における受入れ基準、地質調査結果、土壌調査結果」を参考にある程度掘削土が盛土材として利用できるかと判断できれば、場内利用する提案も可とします。
235	要求水準書(案)	100	16	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (2)軟弱地盤対策	「造成工事に当たっては、地盤改良、液状化対策等の必要な対策を実施する。」とありますが、緑地部分について、施設運用上支障がないため、地盤改良・液状化対策等は不要と理解してよろしいでしょうか。	施設運用上支障がないかご検討いただき、支障がある場合は、緑地部分についても必要な対策を実施してください。
236	要求水準書(案)	100	16	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (2)軟弱地盤対策	「造成工事に当たっては、地盤改良、液状化対策等の必要な対策を実施する。」とありますが、造成工事を行わない既設管理棟側の構内道路について、地盤改良・液状化対策等は不要と理解してよろしいでしょうか。	施設運用上支障がないかご検討いただき、支障がある場合は、必要な対策を実施してください。
237	要求水準書(案)	100	16	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (2)軟弱地盤対策	「地下水に対し十分配慮する。」とありますが、ご懸念されている事象を具体的にご教示願います。	掘削工事中の地下水位変動による地山崩壊や地盤沈下等を想定しています。
238	要求水準書(案)	100	20	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (3)埋設管類の撤去・仮設	事業実施区域とその周辺の既存埋設配管（上水・工水・下水（雨水・汚水））及びトレンチの詳細について、情報公開をお願いします。 特に特高ケーブルの引き込みの検討にあたり、母管や敷地内埋設配管の位置や深さを確認する必要があります。	入札公告時に提示する予定です。
239	要求水準書(案)	100	21	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (3)埋設管類の撤去・仮設	「外部余熱利用施設への...工業用水配管、及び電気の配線等の仮設工事を行うこと」とありますが、工業用水については、小川用水としての利用のみであるため、工事期間中は供給を停止させていただけないでしょうか。	停止不可です。外部余熱利用施設の営業日は供給してください。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
240	要求水準書(案)	100	23	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (3)埋設管類の撤去・仮設	余熱利用施設への高温水、電力供給の仮設配管を事業終了時までには事業区域内に戻すこととありますが、施設整備期間終了までに戻すと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
241	要求水準書(案)	100	24	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (3)埋設管類の撤去・仮設	余熱利用施設への高温水、電力供給の仮設配管について、「設置場所は本市の敷地外(国の堤防範囲)も使用可とし、事業終了時までには事業区域内に戻すこと」とありますが、「竣工」までに撤去が必要との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
242	要求水準書(案)	100	33	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1)計画概要	高規格堤防工事について、国土交通省との「共同事業」とありますが、国土交通省の工事範囲については、本工事着手前に全て完了(圧密沈下期間を含む)しており、本工事期間において重複する作業および関連工事、本工事における施工順序や工程の制約等はないと考えてよろしいでしょうか。	国土交通省の盛土については、契約締結時点で完了していないため、調整が必要となります。
243	要求水準書(案)	101	1	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1)計画概要	高規格堤防整備について、「これにあたっては国土交通省関東地方整備局による堤防整備検討設計が行われ～中略～参考資料として添付する。」とありますが、受注後に正式な設計図書をご提示いただく認識でよろしいでしょうか。積算については弊社にて受領した設計図より積算を行うのか、国交省より数量までご提示いただけるのかどちらでしょうか。また、工事金額については正式な設計図を受領後、精算を行う認識でよろしいでしょうか。	国土交通省が検討した設計図面、想定数量等、高規格堤防に関する参考資料は、入札公告時に提示する予定です。これらを基に国土交通省事業と追加提案分の積算内訳を提出してください。また、工事費の精算は、国土交通省の検査を受け、完成と認められた後になります。
244	要求水準書(案)	101	8	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	「事業者の提案内容を踏まえ、国土交通省関東地方整備局は修正設計を行い、高規格堤防整備に関する修正設計内容を提示する。なお、修正設計期間は、事業者の提案する配置計画が認められてから6か月を見込んでいる。」とありますが、高規格堤防に関する要求水準を満足していることを条件として、事業者が提案する高規格堤防の整備に関する修正設計を国土交通省関東地方整備局に採用いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです
245	要求水準書(案)	101	8	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	「事業者の提案内容を踏まえ、国土交通省関東地方整備局は修正設計を行い、高規格堤防整備に関する修正設計内容を提示する。なお、修正設計期間は、事業者の提案する配置計画が認められてから6か月を見込んでいる。」とありますが、国土交通省関東地方整備局が修正設計を行うために必要な事業者が提出すべき図書リストをご教示願いま	高規格堤防に関する設計図面、想定数量等の参考資料は、入札公告時に提示する予定です。建築計画により造成高や地盤改良範囲等の変更が生じた場合には、提示した資料との変更箇所や数量の比較ができる図面等を提出していただく予定です。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					す。	
246	要求水準書(案)	101	8	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	「事業者の提案内容を踏まえ、国土交通省関東地方整備局は修正設計を行い、高規格堤防整備に関する修正設計内容を提示する。なお、修正設計期間は、事業者の提案する配置計画が認められてから6か月を見込んでいる。」とありますが、国土交通省関東地方整備局の修正設計(6か月)後高規格堤防の工事を開始する場合、工程が非常に厳しいものとなります。国土交通省における高規格堤防の修正設計(6か月)が完了する前に高規格堤防の工事を施工させていただきませんか。	一般的に設計が完了していなければ、工事も着手できないと考えますが、例えば修正設計の必要がない工種について、修正設計前に着手できるかについては、提案後に本市及び国土交通省関東地方整備局との協議になります。
247	要求水準書(案)	101	8	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	「事業者の提案内容を踏まえ、国土交通省関東地方整備局は修正設計を行い、高規格堤防整備に関する修正設計内容を提示する。なお、修正設計期間は、事業者の提案する配置計画が認められてから6か月を見込んでいる。」とありますが、「配置計画が認められる」とは、貴市による配置計画の承諾と理解してよろしいでしょうか。	本市と国土交通省関東地方整備局の両方を指します。
248	要求水準書(案)	101	8	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	国土交通省による修正設計期間について、「事業者の提案する配置計画が認められてから6か月」とあります。が、国土交通省による修正設計期間が遅延した場合は、本工事の費用、工期等について別途ご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
249	要求水準書(案)	101	17	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	「高規格堤防整備の有無により、建屋が土圧を受ける場合と受けない場合の工事費の差を確認するため、建屋の構造検討は両ケースを行い、概算金額を算定した比較表及び国土交通省関東地方整備局が要求する資料を提出すること。」とありますが、建屋が堤防の土圧を受けない場合とは、高規格堤防の影響で建物にかかる偏土圧荷重を見込まずに設計した場合の躯体数量を積算するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
250	要求水準書(案)	101	17	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	「高規格堤防整備の有無により、建屋が土圧を受ける場合と受けない場合の工事費の差を確認するため、建屋の構造検討は両ケースを行い、概算金額を算定した比較表及び国土交通省関東地方整備局が要求する資料を提出すること。」とありますが、両ケースとも同じ建物配置を用いて構造検討を行うものとし、高規格堤防がない場合の建物配置の	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					見直しは必要ないものと理解してよろしいでしょうか。	
251	要求水準書(案)	101	17	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	「高規格堤防整備の有無により、建屋が土圧を受ける場合と受けない場合の工事費の差を確認するため、建屋の構造検討は両ケースを行い、概算金額を算定した比較表及び国土交通省関東地方整備局が要求する資料を提出すること。」とありますが、本比較表は土圧を受ける場合の構造計算が完了している必要があり、計画通知完了後となります。概算金額を算定した比較表は高規格堤防工事着工後に提出するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
252	要求水準書(案)	101	17	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1)計画概要	高規格堤防整備について、「高規格堤防整備の有無により、建屋が土圧を受ける場合と受けない場合の工事費の差を確認するため、建屋の構造検討は両ケースを行い、概算金額を算定した比較表及び国土交通省関東地方整備局が要求する資料を提出すること」とありますが、受注後実施設計段階において貴市、国土交通省関東地方整備局殿と協議を行い必要な資料をご提示する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
253	要求水準書(案)	102	1	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ① 高規格堤防施工範囲	ごみ処理施設の機能を考慮した最適な全体配置及び動線計画を行うことを前提とし、高規格堤防の施工範囲(1 No.1+5.35~1No.7+1.00 L=115.7m)を変更してもよろしいでしょうか。	変更が生じる場合は、本市及び国土交通省関東地方整備局と協議が必要となります。
254	要求水準書(案)	102	27	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ③ 既設堤防と高規格堤防の処理	「既設堤防箇所における、本事業区域の堤防高規格堤防盛土と事業区域外(上流側 1No.1+5.35m、下流側 1No.7+1.00m)の盛土処理は擦り付けて整備すること」とありますが、「下流側 1 No.1+5.35m、上流側 1No.7+1.00m」と読み替えてよろしいでしょうか。	下流側 1No.1+5.35m、上流側 1No.7+1.00m の誤りです。
255	要求水準書(案)	102	33	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ④ 材料	「コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、以下の仕様によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。」とありますが、高規格堤防に関わる擁壁を建築物と一体に形成する場合、建築物の仕様に応じた仕様としてもよろしいでしょうか。	建築物と一体で形成しなければならない正当な理由がある場合は、協議対象になります。
256	要求水準書(案)	104	2	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑤ストックヤードからの建設発生土の利用	「高規格堤防に用いる盛土材料は国土交通省関東地方整備局からの「支給」とありますが、無償でご支給頂けるものと考えてよろしいでしょうか。御支給頂ける盛土材量は、高規格堤防の盛土に適する性質のものであり、	盛土材は無償ですが、積み込み運搬費用は、事業者負担となります。また、盛土材の受入基準を満たしているか確認するための試験は必要です。なお、受入基準は、入札公告時に提示する予定です。

番号	資料名	页数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					請負者による試験等は不要と考えてよろしいでしょうか。	
257	要求水準書(案)	104	2	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑤ストックヤードからの建設発生土の利用	「高規格堤防に用いる盛土材料は国土交通省関東地方整備局からの支給」とありますが、本工事による発生土(掘削土)を高規格堤防の盛土材として使用することも可能と考えてよろしいでしょうか。	盛土材の受入基準を満たしていることを確認していただければ、発生土を使用することは可能です。
258	要求水準書(案)	104	3,4	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑤ストックヤードからの建設発生土の利用	高規格堤防に用いる盛土材の支給について、ストックヤードにおける採取・積込用の重機は、請負者が負担すると考えてよろしいでしょうか。その場合、当該重機類は、一定期間ストックヤードに残置が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
259	要求水準書(案)	104	11,12	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑤ストックヤードからの建設発生土の利用	高規格堤防の盛土箇所における剥ぎ取った表土の処分について、表土置場における分別のための重機および表土分別機は、請負者が負担すると考えてよろしいでしょうか。その場合、当該重機類は、一定期間ストックヤードに残置が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、重機類の残置を含むストックヤードの使用にあたっては、国土交通省と協議する必要があります。
260	要求水準書(案)	105	39	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑭ 深層混合改良	「標準配合量として上記を想定しているが、施工に先立ち、配合試験を行い、決定すること。室内配合試験の結果、添加量が増えた場合は設計変更の対象とする。」とありますが、添加量の変更による設計変更によって費用の精算が発生するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
261	要求水準書(案)	106	3	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑭ 深層混合改良	「施工にあたっての給水については、現クリーンセンターに引き込んでいる工業用水の貯水槽からの利用・購入を想定している。」とありますが、工業用水を工事に使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	現クリーンセンターの稼働等に影響の生じない範囲での使用は可能とします。なお、工事用水の計画水量が現クリーンセンターの工業用水の契約水量を超過する場合は、別途単独で引込みをしてください。
262	要求水準書(案)	106	3	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑭ 深層混合改良	「施工にあたっての給水については、現クリーンセンターに引き込んでいる工業用水の貯水槽からの利用・購入を想定している。」とありますが、工業用水を工事に使用する場合、使用料を工事費に見込むものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
263	要求水準書(案)	106	3	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑭ 深層混合改良	工業用水を工事用として有償にて使用してよい場合、工業用水の料金は41円/m <sup>3</sup> と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。詳細は「工業用水の手引き(千葉県企業局工業用水部)」をご確認ください。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
264	要求水準書(案)	106	3	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑭ 深層混合改良	受注後、工業用水の単価が改訂された場合の差額は精算いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	協議事項とします。
265	要求水準書(案)	108	38	第2_3_2_2.3 外構工事 (2) 駐車場工事	「事業実施区域の敷地面積に対する駐車場面積の割合を12.5%(車路含む)に努めて駐車場を計画すること。」とありますが、見学者用大型バス 5 台及び一般来場者 10 台の他、必要台数を設けることで問題ないと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
266	要求水準書(案)	109	19	第2_3_2_2.3 外構工事 (4) 植栽工事	「事業実施区域の敷地面積に対して、市川市環境保全条例の緑化基準に適合した緑化で緑地率 20%に努めて計画すること。」とありますが、地上部のみで緑地率20%を確保することが困難です。本項目は努力目標と理解してよろしいでしょうか。	No.73 をご参照ください。
267	要求水準書(案)	109	19	第2_3_2_2.3 外構工事 (4)植栽工事	「事業実施区域の敷地面積に対して、市川市環境保全条例の緑化基準に適合した緑化で緑地率 20%に努めて計画すること。」とありますが、地上部のみで緑地率20%を確保することが困難です。屋上緑化や壁面緑化を含め事業実施区域 20,425 m <sup>2</sup> に対し緑化率 20%以上確保するものと理解してよろしいでしょうか。	屋上緑化や壁面緑化を計画する場合は、維持管理を考慮してください。なお、緑地率については No.73 をご参照ください。
268	要求水準書(案)	109	19	第2_3_2_2.3 外構工事 (4)植栽工事	「事業実施区域の敷地面積に対して、市川市環境保全条例の緑化基準に適合した緑化で緑地率 20%に努めて計画すること。」とありますが、敷地全体(約 42,000 m <sup>2</sup> )に対して工場立地法に基づく緑地率及び周辺緑地率を確保するものと理解してよろしいでしょうか。	No.73 をご参照ください。
269	要求水準書(案)	109	19	第2_3_2_2.3 外構工事 (4)植栽工事	全体敷地の緑地率を算定するため、既存緑地の緑地面積及び緑地配置が分かる図面をご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
270	要求水準書(案)	109	19	第2_3_2_2.3 外構工事 (4)植栽工事	「事業実施区域の敷地面積に対して、市川市環境保全条例の緑化基準に適合した緑化で緑化率 20%以上に努めて計画すること。」とありますが、P2 1.4 (2) ⑩ 緑化率では目標値と明記されています。緑化率については、20%以上を目標値として最大限の計画を行うという理解でよろしいでしょうか。	No.73 をご参照ください。
271	要求水準書(案)	110	1	第2_3_2_2.3 外構工事 (6)屋外照明器具工事	「本施設用地の保守のため、夜間に必要な照度を確保するために設ける。事業実施区域は新設とし、保安回路用屋外照明も配置すること。」とありますが、事業実施区域外(既設	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					工場棟側)の既設屋外照明器具を竣工後も点灯できるよう、本工事にて盛替えを行い、新設工場棟から送電するものと理解してよろしいでしょうか。	
272	要求水準書(案)	110	7	第2_3_2_2.3 外構工事 (7)防火水槽	防火水槽について、「なお、既存の防火水槽は2基あり、建物全体を既存で120m以内に包含できれば設置は不要である。」とありますが、既存防火水槽の位置をご提示いただけませんかでしょうか。	既存防火水槽に関する参考資料は、入札公告時に提示する予定です。
273	要求水準書(案)	110	8	第2_3_2_2.3 外構工事 (7)防火水槽	「既存の防火水槽は2基あり、建物全体を既存で120m以内に包含できれば設置は不要」とありますが、既存の防火水槽の設置位置をご教示ください。	No.272をご参照ください。
274	要求水準書(案)	110	9	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例では、搬出する土砂に対して土壌汚染がないことを分析し確認する必要があります。既往の土壌汚染対策法調査報告書にて、土壌汚染の存在するおそれが少ない、または、ないと認められる土地を含む区画において、基準値を超過した土壌が発見された場合、費用及び工期は別途ご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
275	要求水準書(案)	110	9	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	平成29年に実施された土壌調査以降の地歴調査を行う必要があると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
276	要求水準書(案)	110	9	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	平成29年に形質変更時要届出区域に指定されていない区域の内、土壌汚染の存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む区画及び土壌汚染の存在するおそれが少ないと認められる土地を含む区画でかつ形質変更を行う区画について、平成29年以降現在に至る期間において、土壌汚染の可能性を否定できないと考えられることから、土壌汚染対策法に基づく再調査が必要と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
277	要求水準書(案)	110	9	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	平成29年に形質変更時要届出区域に指定されていない区域において、追加土壌調査で基準値超過の土壌汚染が発見された場合、調査及び対策費用及び工期は別途ご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	未調査区域は全25物質で指定基準に適合しないものとして形質変更時要届出区域に指定しており、追加調査によって軽減することが想定されます。

番号	資料名	页数	行数	項目	質問・意見内容	回答
278	要求水準書(案)	110	14	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	土壌汚染対策について、「現在も雨水貯水施設として使用されている旧清掃工場のごみピット下の土壌については未調査であるためごみピットの撤去にあたっては土壌汚染対策法に基づく調査を行い」とありますが、請負者の本契約までにピットの水抜き等の必要な前処理は完了しており、本契約後速やかに調査が開始できると考えてよろしいでしょうか。また、解体時期の指定は無いものとし、雨水貯水施設の移設等の措置も不要と考えてよろしいでしょうか。	水抜き等の前処理も含めて事業者の所掌とします。なお、工事期間中は雨水貯水設備の移設等は不要です。
279	要求水準書(案)	110	14	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	「現在も雨水貯水施設として使用されている旧清掃工場のごみピット...」とありますが、貯水・排水のフロー及び配管ルートについて、ご教示ください。	入札公告時に提示する予定です。
280	要求水準書(案)	110	35	第2_3_3_3.1 全体計画 (1)設計方針	「土足で見学できるものとし」とありますが、現施設の管理棟についても、上履き仕様から下足仕様に変更するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
281	要求水準書(案)	111	9	第2_3_3_3.1 全体計画 (1)設計方針	建築工事全体計画の設計方針について、「見学者が立ち寄る部分からの二方向避難が可能となるように、適所に階段等を配置した計画とすること」とありますが、建築基準法の規定を適用する認識でよろしいでしょうか。また、見学者通路部分はホール状の部分のみを居室と考えてよろしいでしょうか。	展示ホール、見学者ホールの一部を居室として検討してください。
282	要求水準書(案)	111	11	第2_3_3_3.1 全体計画 (1)設計方針	「流域面積を 4.2ha〔都市計画決定区域〕として雨水貯留槽の必要容量を算定し、」とありますが、高規格堤防からの雨水が流入する分、流域が増えると考え、増加する流域を考慮して雨水貯留槽等を計画するものと理解してよろしいでしょうか。	原文のとおり、流域面積を 4.2ha〔都市計画決定区域〕として雨水貯留槽の必要容量算定を想定しています。
283	要求水準書(案)	113	9	第2_3_3_3.3 意匠計画 (2)内部仕上	「破碎機室、空気圧縮機室、油圧ポンプ収納室、コンデンサヤード、タービン発電機室は、いずれも防音仕上げとすること」とありますが、騒音規制値が遵守できるのであれば、防音仕様や専用室の必要性を含めて、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	騒音規制値を遵守することを前提に、事業者による提案を可とします。
284	要求水準書(案)	114	9	第2_3_3_3.4 構造計画 (2)構造計算	「回転機器の動荷重は自重の 1.5 倍を見込むこと」とありますが、回転機器の対象は高速回転体のことを指し、低速回転（毎分 1 回転未満）機器は対象外としてよろしいでしょうか。	低速回転機器については、事業者による提案を可とします。



番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
285	要求水準書(案)	114	13	第2_3_3.4 構造計画 (2)構造計算	「原則、施設の保有耐力の計算を行い、施設が災害時の応急対策活動や災害廃棄物の受入れが可能な状態であるかの確認を行うこと。」とありますが、計量棟などの小規模な建築物は建築基準法の規定に基づき適切な耐震設計ルートを選定することで、建築基準法施行令第82の3に規定される必要保有水平耐力の確認は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
286	要求水準書(案)	115	14	第2_3_3_3.4 構造計画 (5)一般構造 ①屋根	屋根について、防水は極力アスファルト防水とする指定がありますが、アスファルト防水の上押えコンクリート、露出アスファルト防水（軽歩行用）、アスファルトシート防水等も含む認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
287	要求水準書(案)	116	5	第2_3_3_3.4 構造計画 (5)一般構造 ③床	床について、「コンクリート床は原則として防じん仕上げ塗装を行い、十分な水勾配を設けること」とありますが、排水勾配を設ける箇所は排水が発生する範囲のみと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
288	要求水準書(案)	116	25	第2_3_3_3.4 構造計画 (5)一般構造 ⑤建具	見学者窓について、「見学者の立ち入る部屋のガラス及び必要な場所は強化ガラスで飛散防止用に飛散防止フィルム貼りとする」とありますが、床面からガラスが立ち上がり衝突の懸念がある大窓の場合の記載であり、通常の腰壁上からガラスが立上り衝突の懸念の無い窓（腰窓）の場合は対象外と考えてよろしいでしょうか。	見学者の立ち入る部屋のガラスは、強化ガラスで飛散防止用に飛散防止フィルム貼りとしてください。
289	要求水準書(案)	116	33	第2_3_3_3.4 構造計画 (5)一般構造 ⑤建具	「排煙窓のレールは隠蔽式とすること」とありますが、見学者エリアや管理諸室以外のプラント諸室等仕上のない部屋に設ける場合は通常式のものを採用してよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
290	要求水準書(案)	117	31	第2_3_3_3.5 工場棟(ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設) (2)管理エリア	管理エリアについて、諸室の収容人数、面積、見学者スペース等の記載がございません。すべて運営に関わる諸室と考え事業者が想定するものと認識してよろしいでしょうか。また、見学者スペースについては想定人数をご教示いただけますでしょうか。	ご認識のとおりです。 見学者スペースの想定人数は40人程度とします。
291	要求水準書(案)	118	6	第2_3_3_3.5 工場棟(ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設) (2)管理エリア ④玄関	作業員用玄関には下足入を設けると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
292	要求水準書(案)	118	9	第2_3_3_3.5 工場棟(ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設) (2)管理エリア	見学について、「小学校の社会科見学、個人・団体の施設見学、行政が推進する環境施策に関する情報提供を目的とする」とあります。	自由見学は想定しておりません。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
				⑤見学者スペース	見学の対象者については、事前予約者のみであり、事前予約なしの自由見学者については考慮しないものと理解してよろしいでしょうか。	
293	要求水準書(案)	120	36	第 2_3_3_3.5 工場棟(ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設) (4)その他	「地下室への昇降路は、原則として複数設置し二方向避難を可能とする」とありますが、ドレンピットやごみ汚水槽室、タービンドレンタンクエリア等、地下空間が狭い部屋については対象外とさせていただけないでしょうか。	左記の部屋については、事業者による提案を可とします。 建築基準法を満足していれば構いません。
294	要求水準書(案)	121	19	第 2_3_3_3.8 管理棟改修	管理棟の 1、2 階改修について、改修後のレイアウトは浴室及び小荷物昇降機を除き、資料 2 のとおり示される既設と同じと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
295	要求水準書(案)	121	19	第 2_3_3_3.8 管理棟改修	管理棟の改修計画を行うにあたり、各階床・屋上の荷重条件が確認できる既設管理棟の構造計算書をご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
296	要求水準書(案)	121	19	第 2_3_3_3.8 管理棟改修	管理棟の3階・屋上は改修の対象外ですが、法適合状況については現行法に適合しているものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。尚、3階・屋上の階段室など一部改修範囲にかかる改修図(参考図)につきましては、公告時に公表いたします。
297	要求水準書(案)	121	20	第 2_3_3_3.8 管理棟改修 (1)	「改修工事期間中も市職員が管理棟を利用することに留意すること。」とありますが、改修工事の貴市職員の利用について、特定行政庁から許可を得られるものとして計画してよろしいでしょうか。	エレベーターは、完了検査による検査済証の交付まで使用不可能として計画してください。
298	要求水準書(案)	121	20	第 2_3_3_3.8 管理棟改修 (1)	「改修工事期間中も市職員が管理棟を利用することに留意すること。」とあることから、既設管理棟の昇降機は 1 機ずつ改修を行うことになると考えられます。 改修工事期間中のバリアフリー利用に配慮し、2 基ともバリアフリー対応機に改修するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
299	要求水準書(案)	121	20	第 2_3_3_3.8 管理棟改修 (1)	管理棟改修について、「改修工事期間中も市職員が管理棟を利用すること」とありますが、必要な養生等を行うことで、平日昼間の工事が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
300	要求水準書(案)	121	20	第 2_3_3_3.8 管理棟改修 (1)	既設管理棟の昇降機を 2 基ともバリアフリー対応機に改修する場合、2 基とも既存昇降路に設置可能なサイズとして計画してよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
301	要求水準書(案)	121	24	第2_3_3_3.8 管理棟改修(2)	「管理棟の1、2階は内装(既設撤去含む)・照明等電気設備・給排水設備・空調換気設備・昇降設備(小荷物昇降機は撤去)等の改修を行い、」とありますが、階段の内装は全ての階を改修するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
302	要求水準書(案)	121	24	第2_3_3_3.8 管理棟改修(2)	既設建物において、既存工場棟と管理棟は建築基準法上1棟と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
303	要求水準書(案)	121	24	第2_3_3_3.8 管理棟改修(2)	「現クリーンセンターの既設連絡通路と管理棟との接続部分の開口部を塞ぐこと。」とありますが、既設工場棟及び既設連絡通路は解体し除却されるものと扱い、既設管理棟・新設工場棟・新設渡り廊下を建築基準法上の1棟として各法律を満足するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
304	要求水準書(案)	121	25,26	第2_3_3_3.8 管理棟改修	管理棟改修について、既設連絡通路の整備については、管理棟との接続部分開口部の完全閉鎖のみとし、その他の改修工事または撤去工事は行わないと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
305	要求水準書(案)	121	36	第2_3_3_3.8 管理棟改修(4)	「ピロティ」とは、管理棟1Fの駐車場を指すとの理解でよろしいでしょうか。	管理棟正面玄関付近にある1階駐車場を指します。
306	要求水準書(案)	122	1	第2_3_3_3.8 管理棟改修(5)	表36 石綿含有建材事前調査結果以外のアスベストが発見された場合、費用は別途ご協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
307	要求水準書(案)	123	14	第2_3_3_3.12 建物内備品・什器	「本施設内に必要な備品・什器は、すべて整備すること」とありますが、管理棟については、1階・2階の改修工事エリアで必要な備品・什器と考えてよろしいでしょうか。 また、貴市職員が必要とする備品・什器がありましたら提示願います。	整備対象は、2階のビデオルーム等、見学者対応で使用するエリアの備品・什器となります。 市職員が使用予定のエリアに関しては対象外となります。
308	要求水準書(案)	126	—	第2_3_4_4.2 換気設備(3)換気設備 表37 換気風量一覧(参考)	表37に換気風量一覧(参考)とありますが、室の有無や換気風量(換気回数)について、事業者にて決定してもよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
309	要求水準書(案)	127	3	第2_3_4_4.3 給排水・衛生設備(2)給排水設備 ①給水設備	「生活用水給水は、既設の本管より分岐引き込みとする」とありますが、プラントに必要な上水含め、既設の本管から分岐引き込みとなるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
310	要求水準書(案)	127	32	第3_3_4_4.3 給排水・衛生設備 (2)給排水設備 ④排水設備	排水貯槽排水ポンプ及び汚水ポンプについて「非常時（槽満水時）には2基同時運転とする」とありますが、排水処理設備に送水するポンプについては、ポンプが2基稼働すると排水処理能力を超えてしまいます。また、放流ポンプについても2基同時運転すると放流水量の制限を超過する可能性があります。つきましては各水槽が満水とならないよう、排水貯槽レベル上限警報で上流側のポンプを停止するなどの対応とさせていただけないでしょうか。	「非常時（槽満水時）には2基同時運転とする」を削除し、槽満水時の対応については、事業者による提案を可とします。
311	要求水準書(案)	132	14	第3_1_1 方針 (3)	「事業期間にわたり資金不足などを生じさせないような適切な財務管理を行う。」とありますが、特別目的会社を設立しない場合は、適切な財務管理を証明することは困難です。この場合は適切な財務管理を証明することは不要と理解してよろしいでしょうか。	特別目的会社を設立しない場合においても、事業者と独立した会計帳簿書類及び経理規定を分離して設けてください。
312	要求水準書(案)	132	29	第3_1_4 事業者の財務に関する事項	「健全な財務状況を維持していること。」とありますが、特別目的会社を設立しない場合は、健全な財務状況を維持していることを証明するのは困難です。この場合は健全な財務管状況を証明することは不要と理解してよろしいでしょうか。	No.311 をご参照ください。
313	要求水準書(案)	133	1	第3_2 運営事業者の経営等に関する報告	運営事業の適切な管理を行う観点から、運営事業者を設立しない場合でも運営会社を設立する場合と同等の管理・報告を要求されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
314	要求水準書(案)	133	17	第3_2_4 運営事業者が締結する契約又は覚書等	契約書類又は覚書等の写しの提出についても、契約又は覚書等の一覧は施設運営業務に関連する主要な業務についての契約又は覚書のみが対象と理解してよろしいでしょうか。	主要な業務に限らず提出していただくことを想定していますが、詳細は施設運営業務の開始までに決定することとします。
315	要求水準書(案)	133	30	第3_2_5 株主総会の資料及び議事録	株主総会で承認された事項が反映された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の提出を以って株主総会の資料及び議事録の提出に代えることを承認、追記いただけないでしょうか。また、提出まで30日程度としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
316	要求水準書(案)	134	1	第3_2_6 取締役会の資料及び議事録	取締役会の内容は、貴市との定例報告会等で適宜報告を行うため、取締役会資料および議事録の提出は免除していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
317	要求水準書(案)	134	8	第3_2_7 計算書類等 (1)	「計算書類及びその附属明細書並びにこれらの根拠資料」とは会社法及び法務省令 会社計算規則で定める計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					別注記表)および附属明細書と理解してよろしいでしょうか。	
318	要求水準書(案)	134	8	第3_2_7 計算書類等 (1)	「監査済みの・・・計算書類及びその附属明細書」とありますが、運営事業者の機関構成に応じた適切な監査を行う必要があるため、運営事業者の機関構成にご指定はありますでしょうか。	機関構成は事業者の提案とします。
319	要求水準書(案)	134	11	第3_2_7 計算書類等 (3)	「半期にかかる計算書類を各支払時期に対応する業務履行期間終了後 10 日以内(閉庁日を除く)に市に提出する。」とありますが、運営事業者を設立する場合は通常、会社法で定められる計算書類の作成は事業年度単位を想定しているため、年1回としていただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
320	要求水準書(案)	134	11	第3_2_7 計算書類等 (3)	キャッシュ・フロー計算書については非上場企業である運営事業者は法令上作成義務はございませんので、会社法及び法務省令 会社計算規則で定める計算書類等(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)に代えさせていただきませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
321	要求水準書(案)	135	19	第4_1_1 本施設的设计業務 (9)	「高規格堤防の要求水準を満足する設計とすること。なお、事業者が提案する建屋配置計画等により、参考資料に示す高規格堤防整備に係る造成高や地盤改良範囲の変更が生じる場合は、国土交通省関東地方整備局が修正設計を行い、高規格堤防整備に関する修正設計内容を提示する。」とありますが、高規格堤防の要求水準を満足した設計とすることを前提とし、事業者が修正設計したものを国土交通省にて採用いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者が提案の一環として修正設計を行った場合については、国土交通省で照査を行い必要に応じて修正設計を行います。
322	要求水準書(案)	135	19	第4_1_1 本施設的设计業務 (9)	高規格堤防整備の施工中に設計起因による追加対応等が発生した場合は工期・費用ともに協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
323	要求水準書(案)	137	16	第4_1_5 実施設計 (2) 参考基準図書	「⑥発電用火力設備に関する技術基準⑦火力発電所の耐震設計規定 JEAC3605-2014」と記載がありますが、これらはプラント設備への参考基準図書で、建築工事は対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
324	要求水準書(案)	137	37	第4_1_6 実施設計図書の提出	「また、図面については、原図・第二原図を提出し、・・・」と記載がありますが、電子ファイルの提出があるため、原図・第二原図の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	原図・第二原図の提出は不要とします。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
325	要求水準書(案)	139	10	第4_1_6 実施設計図書の提出 (3)土木・建築工事関係 ③建築意匠設計図	実施設計図の建築意匠設計図について、透視図：外観2枚、内観3枚、外観鳥瞰2枚と指定ありますが、建築意匠設計図はパースのことを指していますでしょうか。パースの場合、提案書提出時に提出する鳥瞰図、アイレベル図と内容が異なります。実施設計図においても同様の鳥瞰図、アイレベル図の2面とさせていただきませんか。	建築意匠設計図は、配置図や平面図、立面図、断面図、その他詳細図等の一般的な意匠設計図の他に、パースを含んでいます。外観2枚、内観3枚はアイレベル図とします。実施設計後も提案書から変更がない場合は、同じもので構いません。
326	要求水準書(案)	139	10	第4_1_6 実施設計図書の提出 (3)土木・建築工事関係 ③建築意匠設計図	上記質疑がお認めいただけない場合、透視図外観とは着色立面図を指していますでしょうか。透視図内観については内観パースを指していますでしょうか。	透視図外観は、建築物の形状がわかる視点のパースとします。透視図内観は、ご認識のとおりです。
327	要求水準書(案)	139	23	第4_1_6 実施設計図書の提出 (4) 許認可関連図書(循環型社会形成推進交付金にかかる施設の長寿命化のための施設保全計画、費用対効果分析含む。)	費用対効果分析については、発注者様にて対応いただく方が適切かと考えます。	施設の長寿命化のための費用対効果分析なので、原文のとおりとします。
328	要求水準書(案)	142	3	第4_2_3 施工 (2) 施工基本条件 ②現場管理	現場代理人の配置について、現地工事序盤は主に施工する土木・建築工事を担当する構成企業から選任することが適任と考えますが、その後、プラント工事着工以降はプラント工事を担当する構成企業から選任するという工事進捗に合わせた配置でよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
329	要求水準書(案)	142	21	第4_2_3 施工 (2) 施工基本条件 ② 現場管理	「事業者は、...1炉当たり100t/日以上かつ複数炉構成の全連続式ストーカ方式で、蒸気タービン式発電設備を有する施設において運転管理実績を有するボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者を配置する」とありますが、設計施工を監督する主旨からすると該当する各施設の設計・試運転・運転指導等に携わった実績を有する技術者についても認めていただけないでしょうか。	検討の上、入札公告時に提示します。
330	要求水準書(案)	142	22	第4_2_3 (2) 施工基本条件_②現場管理	「1炉当たり100t/日以上かつ複数炉構成の全連続式ストーカ方式で、蒸気タービン式発電設備を有する施設において運転管理実績を有するボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者を配置するものとし...」とありますが、昨今の人手不足や東日本大震災以降発電事業者が増加する中、現在全国的に主任技術者が不足しているため、本条件を満たす主任技術者は非常に限定的で配置が困難なことから、下線部の条件を緩和いただけないでしょうか(要求水準書(案)153頁 第5編 第1章 5.5.7も同様。)	検討の上、入札公告時に提示します。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
331	要求水準書(案)	142	29	第4_2_3 施工 (2) 施工基本条件 ③仮設	事業実施区域外に利用可能な外部敷地を提供していただけないでしょうか。	事業実施区域外において提供できる敷地はありません。
332	要求水準書(案)	144	15	第4_2_7 許認可申請等	「事業者は書類作成及び申請等について協力しその経費を負担する」とありますが、書類等作成に要する事業者の件費等に加えて、登録申請等に要する手数料、印紙代なども事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
333	要求水準書(案)	144	15	第4_2_7 許認可申請等	「工事内容により関係官庁へ許認可申請、報告、届出等の必要がある場合、事業者は自らの経費負担により速やかにその手続きを行い、監督職員に報告すること。」とありますが、精度の高い見積を行うため、入札前に関係官庁との協議を行ってもよろしいでしょうか。	事業提案書作成において必要な確認の場合は認めます。
334	要求水準書(案)	144	25	第4_2_8 工事条件 (1)残存工作物等	「既存 GL-2m までは撤去」とありますが、既存 GL は Y.P.+何 m でしょうか。	敷地東側の現況地盤高 (Y.P.+3.7m) 程度を想定していますが、詳細は設計時に決定します。
335	要求水準書(案)	144	28	第4_2_8 工事条件 (1)残存工作物等	事業実施区域内の残存工作物等について、「ピット類および槽類はすべて撤去する」とありますが、事業費低減の観点で新設の杭や地下躯体と干渉しないピット及び槽類の残置をお認めいただけないでしょうか。	ピット類および槽類は、本事業にて全て撤去することを想定しています。
336	要求水準書(案)	144	30	第4_2_8 工事条件 (2) 地中障害物	「予期せぬ地中障害物の存在が確認された場合は、別途協議を行う」とありますが、埋設廃棄物が発見された場合の処分費は別途協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
337	要求水準書(案)	144	30	第4_2_8 工事条件 (2) 地中障害物	「予期せぬ地中障害物の存在が確認された場合は、別途協議を行う」とありますが、ご提示いただいた資料で読み取ることができない地中障害物が発見された場合、工期及び費用は別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
338	要求水準書(案)	144	31	第4_2_8 工事条件 (2)地中障害物	地中障害物について、「予期せぬ地中障害物の存在が確認された場合は、別途協議」とありますが、費用、工期ともご協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
339	要求水準書(案)	145	3	第4_2_8 工事条件 (4)汚染土壌の処分	事業者で実施する未調査区域の追完の結果、汚染レベルが変わることで工程へ悪影響が生じた場合は、工期について別途協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	当初から未調査区域の汚染レベルが変わることを考慮した工期設定になっております。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
340	要求水準書(案)	145	6,7	第4_2_8 工事条件 (4)汚染土壌の処分	汚染土壌の処分について、「費用が変更となる場合については別途協議」とありますが、工期についてもご協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	No.339 をご参照ください。
341	要求水準書(案)	145	10	第4_2_8 工事条件 (5)伐採処分	既存樹木について、数量や樹種、寸法、状態(移植適否)等がわかる資料の情報開示をお願いします。	入札公告時に提示する予定です。
342	要求水準書(案)	146	14	第4_2_8 工事条件 (12)仮設物	必要に応じて現クリーンセンター及び管理棟内の会議室等を定例会議等に利用することは可能でしょうか。	管理棟の運用に支障がない場合は管理棟内の会議室を利用することを可能とします。
343	要求水準書(案)	146	14	第4_2_8 工事条件 (12)仮設物	工事期間中の仮設事務所の生活排水について合併浄化槽で処理後、処理水を公共水域に放流することは可能でしょうか。	検討の上、入札公告時に提示します。
344	要求水準書(案)	146	14	第4_2_8 工事条件 (12)仮設物	事業実施区域内に既設構内道路(管理棟河川側)が含まれていますが、仮囲い設置後は既設エリアと遮断され車両の通行ができなくなります。管理棟の正面玄関および職員用玄関へのアクセス動線を確保できていれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
345	要求水準書(案)	146	31	第4_2_8 工事条件 (12)仮設物	「工事監理者用の仮設事務所は以下の仕様を満足すること」とありますが想定される工事監理者の方の人数をご教示ください。	詳細は設計時に決定します。
346	要求水準書(案)	148	7	第4_2_8 工事条件 (19) 負担金	電力(特別高圧)に係る電力会社に支払う工事負担金については、提案時において各社の評価に不公平を生じさせないために、貴市にて金額をご指定頂きますようご検討願います。 また、実施設計時における電力会社との詳細協議にあたり、ご指定頂いた工事負担金から増減が生じた場合は、別途精算として頂きますようお願い致します。	検討の上、入札公告時に提示する予定です。
347	要求水準書(案)	148	7	第4_2_8 工事条件 (19) 負担金	「上水・工業用水に関しては、参考資料に示す既設引込み位置より引込み」とありますので、参考資料をご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
348	要求水準書(案)	148	8	第4_2_8 工事条件 (19)負担金	「本施設に関する電力・電話等の取り合い点から本施設までの接続等工事に関する負担金について事業者の負担とする。」とありますが、電力のアクセス線引き込み工事及び系統連系に係る工事負担金は貴市負担という	No.346 をご参照ください。



番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					理解でよろしいでしょうか。 もし、上記工事負担金が事業者所掌の場合、公平を期すため、想定する工事負担金については、入札公告時に費用を提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	
349	要求水準書(案)	148	8	第4_2_8 工事条件 (19)負担金	本施設に関する電力・電話等の取合点から本施設までの接続等工事に関する負担金については事業者の負担とする」とありますが、負担金は各インフラ会社に依存され、弊社では算出できないため、事業者の範囲外としていただきますよう宜しくお願いします。	No.346 をご参照ください。
350	要求水準書(案)	150	11	第5_1_1.1 運転管理業務	運営期間中に事業者が使用する敷地内の駐車場については、無償貸与いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
351	要求水準書(案)	150	11	第5_1_1.1 運転管理業務	既設での運転管理業務における一部業務を公益財団法人市川市清掃公社が請け負っている様ですが、本事業における同公社の取り扱いについてご教示ください。	事業者の業務範囲については事業者の責任において実施してください。
352	要求水準書(案)	150	15	第5_1_1.1 運転管理業務 (2)処理対象物の適正処理	「搬出時の積込・配車等」とありますが、貴市と契約されている引取業者の搬出車両の配車業務との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
353	要求水準書(案)	151	8	第5_1_1.2 維持管理業務 (2) 清掃管理 (3) 樹木等植栽管理 (4) 巡回等	表記管理の対象範囲は、事業実施区域との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
354	要求水準書(案)	152	19	第5_1_5_5.2 環境影響評価書の遵守	「供用開始後の事後調査は、市と協議の上、適切な時期に実施し、事業区域内における計測・調査は事業者」とありますが、事業者が運転管理時の計画管理で実施するP163表40 計測管理項目(参考)の環境、排ガス、ダイオキシン類、騒音、振動、悪臭、排水水質の測定結果を提出することで問題ないかご教示願います。	No.84 をご参照ください。
355	要求水準書(案)	153	7	第5_1_5_5.7 本施設を施設運営するための人員等の選任及び配置	「1 炉当たり 100t/日以上かつ複数炉構成の全連続式ストーカ炉方式で、蒸気タービン式発電設備を有する施設」であれば、現場総括責任者、第2種以上のボイラー・タービン主任技術者および第2種以上の電気主任技術者に求められる運転管理実績はそれぞれ別々の施設でもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
356	要求水準書(案)	153	7	第 5_1_5_5.7 本施設を施設運営するための人員等の選任及び配置	本施設を施設運営するための人員等の選任及び配置について、153 ページに資格名をご提示いただいておりますが、本記載内容を参考として、本施設に必要な有資格者の配置について、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	原文のとおりとした上で、その他本施設の施設運営のために必要な資格を有する者は事業者の提案とします。
357	要求水準書(案)	153	7	第 5_1_5_5.7 本施設を施設運営するための人員等の選任及び配置	本施設を施設運営するための人員等の選任及び配置について、「上記施設において運転管理実績を有する第 2 種以上のボイラー・タービン主任技術者の有資格者および第 2 種以上の電気主任技術者の有資格者を常時配置すること。」とあります。 「運転管理実績を有する」とは、運営開始時までに、1 炉当たり 100t/日以上かつ複数炉構成の全連続式ストーカ炉方式で、蒸気タービン式発電設備を有する施設での運転管理経験を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
358	要求水準書(案)	154	5	第 5_1_5_5.9 保険への加入	本施設の施設運営にあたり、事業者側にて火災保険の加入を求められていますが、火災保険の補償内容は貴市にて加入予定の建物総合損害共済と重複するものと思われます。つきましては、事業者で加入する必要がある保険のうち、火災保険については除くことをお認め頂けないでしょうか。なお、事業者起因の事故による施設の損壊については、事業者にて加入する第三者賠償保険での補償が可能という前提でのご提案です。近年、火災保険の保険料金の高騰が著しいため、事業費低減の観点から、火災保険の加入を求めないことをお認め頂けないでしょうか。	事業者の責めに帰す場合は事業者が負担することを踏まえて、事業者の提案とします。
359	要求水準書(案)	154	14 19	第5_1_6_6.1 施設の停止基準 第5_1_6_6.2 対象項目	「長期の停止により焼却処理施設及び破碎選別処理等ができない場合は、...処理に係る費用及び売電減収分の市への補てん費用は事業者の負担とする」とありますが、費用負担につきましては施設停止の原因を調査した上で、貴市との協議とさせていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
360	要求水準書(案)	155	10	第 5_1_6_6.5 その他の場合における性能未達	売電減収分の貴市への補てん方法は、算定式を定めた減額方式になると理解してよろしいでしょうか。	詳細は運営開始時までに決定します。
361	要求水準書(案)	155	34	第 5_1_8 市によるモニタリングの実施 (1) 財務状況のモニタリング	「運營業務委託契約書に定めるところにより」とありますが、契約書(案)をご提示願います。また、「事業者は、毎事業年度、事業者と独立した会計帳簿書類及び経理規定を分離して設け」とありますが、特別目的会社を設立しない場合は本	入札公告時に提示する予定です。また、特別目的会社の有無に関わらず、提出を求めるものとします。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					項にて求められる資料の提出は困難ですので、特別目的会社を設立する場合の条件と理解してよろしいでしょうか。	
362	要求水準書(案)	156	9	第5_1_8 市によるモニタリングの実施 (2) 施設運営状況のモニタリング	「また、本施設の円滑な施設運営を実現するため、市が主催する関係者協議会を毎月開催する。」とありますが、関係者協議会とはどのようなことを想定されているのでしょうか。参加者や協議内容等、貴市が想定している詳細等ございましたらご教示ください。	詳細は運営開始時まで決定します。
363	要求水準書(案)	157	7	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1)搬入時間	「・委託業者 月～土 8:30～16:00 (年末年始等を除く) ・許可業者 月～土 7:30～16:00 (年末年始等を除く) ・一般持込 月～土 9:30～16:00 (年末年始等を除く)」とありますが、昼休み(12:00～13:00)については、休憩時間として受入不可と理解してよろしいでしょうか。	12時～13時も受入対応することが望ましいが、受入状況を考慮した上で、事業者の提案とします。
364	要求水準書(案)	157	7	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1)搬入時間	受入れ・供給設備の運転管理について、搬入車両を計量～退場まで自動で誘導できるシステムを導入することを条件に、委託業者・許可業者のみ来場する午前7時30分～9時の時間帯の計量棟・プラットホーム対応を無人とする提案をお認めいただけませんか。	トラブル時の対応を明確にすることで、事業者による提案を可とします。
365	要求水準書(案)	157	7	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1)搬入時間	「搬入時間は以下に示す時間を条件とし、必要に応じて搬入時間の延長を行うこと。」とありますが、下線部について、搬入時間変更により時間外搬入が常態化した場合、発生する費用(人件費等)は、ご協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	搬入時間の延長も含めて、事業者による提案を可とします。
366	要求水準書(案)	157	7	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1)搬入時間	処理対象物の搬入時間について、搬入時間に「年末年始等を除く」とありますが、既設工場と同様、12月31日から1月3日は搬入がないものと考えてよろしいでしょうか。	12月31日は許可業者のみ搬入がありますが、1月1～3日はすべての搬入はありません。
367	要求水準書(案)	157	7	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1)搬入時間	受入れ・供給設備の運転管理について、「さらに、毎月末に実施する委託業者及び許可業者を対象とした処理手数料の請求書作成等の事務も行うこと。」とあります。請求書作成に関する業務負荷を検討するため、請求書の毎月の想定作成枚数をご教示ください。 また、貴市からご提供いただいたフォーマットにもとづき請求書を作成するまでが事業者の業務所掌であり、請求書の封入や委託業者・許可業者への郵送などの作業は貴市が実施するものと考えてよろしいでしょうか。	許可業者の請求書想定枚数は25枚程度で、請求書の封入や委託業者・許可業者への郵送などの作業は本市が実施します。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
368	要求水準書(案)	157	12	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1)搬入時間	「さらに、毎月末に実施する委託業者及び許可業者を対象とした処理手数料の請求書作成等の事務も行うこと。」とありますが、運営事業者の業務範囲は請求書作成までであり、その後の作業（発送等）は貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか。	No.367 をご参照ください。
369	要求水準書(案)	157	14	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1)搬入時間	処理対象物の搬入時間について、委託業者、許可業者及び一般持込それぞれ年末年始等を除く、とありますが、これまでの年末年始等での延長実績についてご教示ください。	入札公告時に提示する予定です。
370	要求水準書(案)	157	14	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1)搬入時間	各業者や一般持込の搬入曜日・時間をお示し頂いておりますが、祝日は各業者・一般持込の搬入はないものと理解してよろしいでしょうか。	祝日は委託業者及び許可業者は搬入がありますが、一般持込の搬入は事業者の提案とします。
371	要求水準書(案)	157	17	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (2) プラットホーム内の業務	「市内から収集された有害ごみの受入れ・選別・保管作業」とありますが、受入れヤード・保管に必要な面積等の具体的な要求水準について、ご教示願います。	入札公告時に提示する予定です。
372	要求水準書(案)	157	26	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (2)プラットホーム内の業務	収集された燃やさないごみからの廃家電製品の選別・保管とありますが、P27図2の全体処理フローには無く、また同フローの破碎前鉄・アルミ類・不燃物及び可燃物の選別・搬送がありません。 廃家電製品に対する必要な選別作業について、具体的にご教示ください。（家電4品目、小型家電、電気コード類の選別等）	家電4品目、電気コード等を分別し、一時保管してください。
373	要求水準書(案)	157	27	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (3) 市民搬入場内の業務	「一般持込車両等の誘導及び荷おろし」とありますが、事業者荷おろしの他事例のケースでは持込車両への損傷等のトラブル発生の起因となるケースがあり、持込みごみのスムーズな受け渡しが懸念されるため、荷おろしは持込者が行うよう変更いただけないでしょうか。	荷おろし補助に修正し、原則は持込者による荷おろしとします。
374	要求水準書(案)	157	28	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (3)市民搬入場内の業務	「徒歩、自転車、自動車のいずれの持込方法においても対応すること」とありますが、一般の方が徒歩や自転車にて構内の移動を行うのは危険が伴います。 市民の皆様安全にごみを持ち込んで頂くため、自動車での受け入れに限定していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
375	要求水準書(案)	157	30	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (3)市民搬入場内の業務	市民搬入場内の業務について、トラブル防止のため、一般持込者荷おろしについては、高齢者等、自力での荷おろしが困難な方のみ対応し、それ以外は自力で荷おろしいただく認識でよろしいでしょうか。	No.373 をご参照ください。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
376	要求水準書(案)	158	2	第 5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (5)処理手数料徴収	「市が定める方法で市への引き渡すこと。」とありますが具体的にご教示願います。	手揚げ金庫等に保管し、市へ引き渡しを行うこととします。
377	要求水準書(案)	158	2	第 5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (5)処理手数料徴収	処理手数料徴収は事業者の所掌となっておりますが、既設と同様に、可燃ごみ・不燃ごみの料金に差はなく、ごみ種ごとの重量の測定は不要と考えてよろしいでしょうか。 また、徴収した処理手数料の提出は、敷地内に常駐される貴組合職員へ手渡しにて収納すると考えてよろしいでしょうか。	ごみの種別ごとに料金の差はありません。処理手数料の提出は、市職員へ手渡しにて収納とします。
378	要求水準書(案)	158	5	第 5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (5)処理手数料徴収	処理手数料の徴収について、「一般持込車等より、市に代わり市が定める処理手数料（キャッシュレス対応含む）を徴収し…」とありますが、貴市が手配されるキャッシュレス端末の型式は自動精算機に組み込み可能な無線接続のモバイル型と考えてよろしいでしょうか。	条件により異なるため、詳細は協議とします。
379	要求水準書(案)	158	22	第 5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (7)ごみ質分析調査、搬入検査	ごみ質分析調査、搬入検査について、「市が立会いのもと、事業者は～許可業者の搬入検査（年 6 回程度）を実施する。」とあります。 1 回あたりの検査対象車両の台数について、想定されている数値があればご教示ください。	1 回あたり 2 台を想定しています。
380	要求水準書(案)	158	31	第 5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (8)一般持込ごみの受付・対応	一般持込ごみの受付・対応について、事業者で対応する一般ごみ受付時のごみの予約システムについて、以下ご教示ください。 ・「ごみの予約システムを整備し、インターネット・電話等による事前予約の受付を実施すること。」とありますが、一般持込は事前予約者のみ受け入れるものと考えてよろしいでしょうか。 ・事前予約者のみ受け入れる場合、予約システム上で管理する住民情報は、既設工場と同様「氏名、住所、電話番号、ごみ種」と考えてよろしいでしょうか。 ・既設工場で一般持込ごみを受け付けする際に実施している身分証の確認は、新施設でも引き続き実施するものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
381	要求水準書(案)	158	31	第 5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (8)一般持込ごみの受付・対応	一般持込ごみの受付・対応について、「ごみの予約システムを整備し、インターネット・電話等による事前予約の受付を実施すること。」とありますが、電話による事前予約の受付時間は、既設工場における大型ごみの収集	事業者による提案とします。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
					予約と同様、月～金曜日は午前9時～午後5時まで、土曜日は午前9時～正午までと考えてよろしいでしょうか。 また、事前予約受付を利用する方の利便性向上を目的として、直接電話対応に替えて、自動音声による電話予約システムを導入し、24時間体制での受付に対応することをご提案することは可能でしょうか。	
382	要求水準書(案)	158	31	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (8)一般持込ごみの受付・対応	一般持込ごみの受付・対応について、「敷地外まで車両の渋滞が発生しないように予約管理を行うこと。」とありますが、渋滞発生を防止するため、予約システム上で曜日や時間帯ごとに事業者側で予約台数の制限を設定してもよろしいでしょうか。	事業者による提案とします。
383	要求水準書(案)	158	36	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (8)一般持込ごみの受付・対応	一般持込ごみの受付・対応について、「敷地外まで車両の渋滞が発生しないように予約管理を行うこと。なお、年末年始等の繁忙期に敷地外まで車両の渋滞の発生が予想される場合、又は渋滞が発生した場合は、対策を講じること。」とありますが、渋滞対策を検討するため、3年間分の繁忙期および平均的な搬入台数の日について、車両区分（徒歩・自転車を含む）ごと、1時間ごとの搬入台数をご教示いただけないでしょうか。	入札公告時に提示する予定です。
384	要求水準書(案)	158	36	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (8)一般持込ごみの受付・対応	一般持込ごみの受付・対応について、「敷地外まで車両の渋滞が発生しないように予約管理を行うこと。なお、年末年始等の繁忙期に敷地外まで車両の渋滞の発生が予想される場合、又は渋滞が発生した場合は、対策を講じること。」とありますが、渋滞対策として、既設工場の西側出入口を活用することで待車スペースを確保した車両動線を提案させていただくことは可能でしょうか。	事業実施区域内での計画とさせていただきます。
385	要求水準書(案)	159	25	第5_2_2_2.4 排ガス処理設備の運転管理	水銀については、バッチ測定とさせていただけないでしょうか。	バッチ測定とします。
386	要求水準書(案)	160	30	第5_2_3_3.2 電力供給等	買電に伴う電力会社との供給契約締結等の手続きは事業者が実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
387	要求水準書(案)	160	30	第5_2_3_3.2 電力供給等	電力供給について、「なお、売電に伴う手続きは市が実施し、売電収入は、原則として市の収入として取り扱う」とあります。 売電に必要なアンシラリー料金については貴市にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
388	要求水準書(案)	162	1	第5_2_5 運転管理時の計測管理	運転管理時の計測管理について、表40に計測管理項目をご提示されており、「事業者は～法・条例等で規定されている計測項目及び以下の計測項目を参考に、計測管理すること。」とありますが、計測項目および頻度については、本表に記載されている内容を参考にして、法令を遵守することを前提に事業者で提案するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
389	要求水準書(案)	162	—	第5_2_5 運転管理時の計測管理 表40 計測管理項目(案)	応募者間公平性を担保するため、項目・頻度を入札公告時にお示しいただきますようお願いいたします。(飛灰処理物の測定頻度やダイオキシン類他の測定区域数などについて)	No.388をご参照ください。
390	要求水準書(案)	163	—	第5_2_5 運転管理時の計測管理 表40 計測管理項目	「表40 計測管理項目(参考)」「焼却残渣」「不燃残さ」の測定項目に「放射性物質」が明記されています。測定対象となる放射性物質は、環境省の放射能濃度等測定方法ガイドラインの60ページの「燃え殻、ばいじん、排水汚泥、熔融スラグ、熔融飛灰中の放射能濃度測定記録(様式の例)」や弊社の測定実績に基づき「セシウム134」と「セシウム137」との理解でよろしいでしょうか。	測定項目は主灰、飛灰及び不燃残渣の放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137とします。
391	要求水準書(案)	163	1	第5_2_6 小動物火葬棟内の業務	小動物火葬棟内の業務について、「予約受付システムを整備し、インターネット・電話等による事前予約の受付を実施すること。」とありますが、システムを検討するに当たり以下についてご教示ください。 ・本システムによる予約対象者はペットを本施設へ持ち込む方を対象とし、貴市が自宅に伺ってペットを預かる場合は予約対象外と考えてよろしいでしょうか。 ・自宅に伺ってペットを預かる際も本システムで予約受付することを想定されている場合、本システムで受け付けたペットの引取依頼を貴市に連絡するまでが事業者の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。 ・貴市への連絡業務の負荷を検討するため、動物死骸の引き取り実績をご教示ください。	収集に伺う場合は、予約システムの対象外とします。実績は入札公告時に提示する予定です。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
392	要求水準書(案)	163,164	1	第 5_2_6 小動物火葬棟内の業務	小動物火葬棟内の業務における料金徴収について、自宅からの引取に伴う料金徴収も貴市が実施される記載がある一方、(2)項では事業者が手数料の徴収を行う旨がございます。業務所掌はどちらと考えればよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
393	要求水準書(案)	164	1	第 5_2_6 小動物火葬棟内の業務	小動物火葬棟内の業務について、「火葬終了後、事業者にて整骨を実施すること。収骨は利用者が行うことを基本とするが、利用者の希望に応じて収骨の手伝いを行うこと。」とありますが、御骨上げ箸や骨壺は貴市もしくは市民が用意する認識でよろしいでしょうか。	収骨に関する骨壺等は利用者が自ら用意することとします。
394	要求水準書(案)	165	10	第 5_3_1_1.2 維持管理計画の適正な履行	「事業者は、事業期間終了後も継続して 20 年間にわたり使用することに支障なく維持管理できるように」とありますが、これは P172 の 3.事業契約終了条件及び性能未達時の対応にある、1 年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく、性能要件を満たしながら運転できる状態とすることと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
395	要求水準書(案)	166	1	第 5_3_1_1.5 公害防止データ等表示設備の点検等	「事業者は公害防止データ等表示設備の点検を定期的に行い、」とありますが、P79 排ガスデータの表示盤を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
396	要求水準書(案)	166	25	第 5_3_5_5.1 見学者対応	見学者への対応について、団体での見学の予約についても事業者所掌での実施という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
397	要求水準書(案)	166	26	第 5_3_5_5.1 見学者対応	見学者対応業務の負荷を検討するため、個人見学者、団体見学者それぞれの人数、見学回数、1 回あたりの平均人数、最大人数等がわかる実績をご提示いただけますようお願い致します。	入札公告時に提示する予定です。
398	要求水準書(案)	166	26	第 5_3_5_5.1 見学者対応	見学者対応は、既設工場と同様に年末年始等を除く平日の 9 時から 12 時、1 日 1 組までと考えてよろしいでしょうか。 また、見学の電話予約についても既設工場と同様に平日の午前 9 時から午後 5 時と考えてよろしいでしょうか。	事業者による提案とします。
399	要求水準書(案)	166	25	第 5_3_5_5.1 見学者対応	(コロナ禍前後における)年間あたりの見学者数、団体見学における 1 回あたりの人数(各学校・団体の人数等)、実施時期等の情報をご教示ください。	No.397 をご参照ください。



番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
400	要求水準書(案)	167	1	第5_3_5_5.2 住民対応(3)	「事業者の帰責」とは、要求水準未達の状態と理解してよろしいでしょうか。	本事業の目的達成のために必要な業務等は事業者の提案及び責任において全て実施することを前提としていますので、性能未達と判断します。
401	要求水準書(案)	169	7	第5_3_7_7.5 大雪時の対応	「自主的に施設内及び施設周辺道路の除雪作業を行うこと。」とありますが、施設周辺道路については本事業の範囲外という認識でよろしいでしょうか。また、除雪作業を想定している範囲(道路)についてご教示願います。	「施設周辺道路」は削除します。
402	要求水準書(案)	169	9	第5_3_7.5 大雪時の対応	施設周辺道路(公道)を除雪する場合は、警察署等から道路使用許可を申請しなければならず、事業者の裁量により除雪作業ができないため施設内に限定させて頂いてよろしいでしょうか。	No.401をご参照ください。
403	要求水準書(案)	173	10	第5_4_4 事業期間終了後の取り扱い(4)	「施設運営業務の終了時まで、新たな事業者に対して約6か月間指導期間を設け、その費用は事業者が負担すること。」とありますが、新たな事業者への指導方法は事業者に一任されると理解してよろしいでしょうか。	指導方法は監督員と協議のうえ決定します。
404	要求水準書(案)	173	12	第5_4_4 事業期間終了後の取り扱い(5) 運営期間中の財務諸表及び以下の項目に関する費用明細等の提出	提出が必要となるのは特別目的会社を設立した場合という理解でよろしいでしょうか。特別目的会社を設立しない場合、本事業としての財務諸表を作成することは困難です。	No.311をご参照ください。
405	要求水準書(案)	—	—	予備品・消耗品	予備品・消耗品の手配年数のご指定がありませんが、メーカー標準での手配と理解してよろしいでしょうか。	予備品・消耗品の事業者としての見解を示していただき、その必要数を手配してください。
406	要求水準書(案) 資料1 市川市クリーンセンター用地測量図	—	—	場内の盛土	テニスコート東側の築山には廃棄物は混入していないものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
407	要求水準書(案) 資料1 市川市クリーンセンター用地測量図	—	—	事業区域図	事業区域図内において、赤は高規格堤防、緑は工場棟の想定範囲、水色は事業実施区域を示すものと理解してよろしいでしょうか。	高規格堤防と工場棟は想定で、事業実施区域は認識のとおりです。
408	要求水準書(案)資料1 市川市クリーンセンター用地測量図	—	—	事業区域図	事業区域図の内、水色網掛け部分(事業実施区域)を外構工事対象範囲と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
409	要求水準書(案) 資料1 市川市クリーンセンター用地測量	—	—	用地測量図	都市計画決定区域全域の求積図が示されていますが、土地利用状況が分かる資料が必要です。都市計画決定区域全域の測量図 CAD データをご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問・意見内容	回答
	図					
410	要求水準書(案) 資料1 市川市クリーンセンター用地測量図	—	—	用地測量図	既存緑地面積が分かる資料をご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
411	要求水準書(案) 資料1 市川市クリーンセンター用地測量図	—	—	用地測量図	事業実施区域の求積表(合計面積 20,425.347 m <sup>2</sup> )が明示されていますが、世界測地系の座標は本求積表を正と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、事業実施区域については、No.228 のとおり、一部見直しを行います。
412	要求水準書(案) 資料1 市川市クリーンセンター用地測量図	—	—	用地測量図	都市計画決定区域の求積表及び正確な面積をご教示願います。	入札公告時に提示する予定です。
413	資料1	—	—	市川市クリーンセンター用地測量図	用地測量図の CAD データをいただけないでしょうか。	入札公告時に提示する予定です。
414	要求水準書(案) 資料2 管理棟改修工事(参考図)	—	—		図面番号A-01~04の CAD データをご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
415	要求水準書(案) 資料3 既存管理棟建築図面 資料4 既存管理棟電気設備図面 資料5 既存管理棟機械設備図面	—	—	管理棟詳細図	既設管理棟の改修計画を行うため、既設管理棟の全ての意匠図・設備図・電気図をご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
416	要求水準書(案) 資料4 既存管理棟電気設備図面	—	—	管理棟への送電	既設管理棟の3階は改修不要とのことですが、3階への送電は必要と考えます。現況を把握し、送電ルートを計画するため、既設3階改修時の設備図及び電気図一式をご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
417	要求水準書(案) 資料5 既存管理棟機械設備図面	—	—	管理棟排水	既設管理棟給排水設備図(M34、M35 図)には詳細図参照が多数ありますが、詳細図が添付されていません。詳細図をご提示願います。	すでに添付しています。

番号	資料名	页数	行数	項目	質問・意見内容	回答
418	要求水準書(案) 資料5 既存管理棟機械設備図面	—	—	管理棟排水	既設管理棟の新築当時、3 階には分析室等がありますが、資料 2 の現在の既設管理棟では 3 階には分析室はありません。現状を把握し、1・2 階の給排水設備と 3 階の給排水設備を区別するため、既設 3 階改修時の改修図をご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
419	要求水準書(案) 資料5 既存管理棟機械設備図面	—	—	管理棟排水	既設管理棟の新築当時、3 階には分析室等があり、分析排水を単独系統として既設ランプウェイ下部の分析排水槽を経由し、既設工場棟に送水していると推察されます。一方、資料 2 の現在の既設管理棟には 3 階に分析室はありません。分析排水系統を新設工場棟及び管理棟改修計画に見込む必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
420	その他	—	—	工場棟詳細図	施設運用上必要な機能を新設工場棟に計画するため、既設工場棟と既設管理棟の連携、既設工場棟と既設余熱利用施設の連携が確認できる既設図面一式をご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
421	その他	—	—	既設図面	既設工場棟及び管理棟の建築設計図(意匠・構造・設備・電気・外構)一式をご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
422	その他	—	—	敷地境界線	敷地境界線が正確に分かる CAD データをご提示願います。	入札公告時に提示する予定です。
423	その他	—	—	外構	雨水排水計画及び外構計画を行うにあたり、「認可雨水区割り平面図」「認可施設平面図」をご教示願います。	市街化調整区域のため、「認可雨水区割り平面図」「認可施設平面図」はありません。
424	その他	—	—	重機、車両の調達について	構内で使用する重機、車両が事業者範囲であるかをご教示ください。 事業者範囲である場合、建設時に市様に納入すると理解してよろしいでしょうか。	事業者所掌とし、建設工事期間中に納入してください。
425	その他	—	—		今回の質疑回答の内容は契約上有効となりますでしょうか。	今回の質問回答につきましては、入札説明書及び要求水準書に反映する予定ですが、入札公告時に提示する内容が契約上有効なものとなりますのでご注意ください。